

同(宇野宗佑君紹介)(第二三五四号)	同(久保田四次君紹介)(第二三七四号)	同(塚原俊郎君紹介)(第二三九四号)	同(福田赳夫君紹介)(第二四一四号)	同(安倍晋太郎君紹介)(第二五二七号)
同(内海安吉君紹介)(第二三五五号)	同(久保田藤麿君紹介)(第二三七五号)	同(渡海元三郎君紹介)(第二三九五号)	同(藤枝泉介君紹介)(第二四一五号)	同(愛知揆一君紹介)(第二五二八号)
同(遠藤三郎君紹介)(第二三五六号)	同(黒金泰美君紹介)(第二三七六号)	同(富田健治君紹介)(第二三九六号)	同(藤本捨助君紹介)(第二四一六号)	同(青木正君紹介)(第二五二九号)
同(小澤太郎君紹介)(第二三五七号)	同(小島徹三君紹介)(第二三七七号)	同(中垣國男君紹介)(第二三九七号)	同(古川丈吉君紹介)(第二四一七号)	同(秋田大助君紹介)(第二五三〇号)
同(大石武一君紹介)(第二三五八号)	同(佐藤洋之助君紹介)(第二三七八号)	同(中曾根康弘君紹介)(第二三九八号)	同(保科善四郎君紹介)(第二四一八号)	同(荒松清十郎君紹介)(第二五三一号)
同(大上司君紹介)(第二三五九号)	同(齋藤邦吉君紹介)(第二三七九号)	同(中野四郎君紹介)(第二三九九号)	同(保利茂君紹介)(第二四一九号)	同(有田喜一君紹介)(第二五三二号)
同(大沢雄一君紹介)(第二三六〇号)	同(齋藤憲三君紹介)(第二三八〇号)	同(中村幸八君紹介)(第二四〇〇号)	同(松永東君紹介)(第二四二〇号)	同(井手以誠君紹介)(第二五三三号)
同(大高康君紹介)(第二三六一号)	同(笹本一雄君紹介)(第二三八一号)	同(中山榮一君紹介)(第二四〇一号)	同(松本一郎君紹介)(第二四二一号)	同(井原岸高君紹介)(第二五三四号)
同(大竹作摩君紹介)(第二三六二号)	同(重政誠之君紹介)(第二三八二号)	同(永田亮一君紹介)(第二四〇二号)	同(三池信君紹介)(第二四二三号)	同(伊藤宗一郎君紹介)(第二五三五号)
同(大野市郎君紹介)(第二三六三号)	同(澁谷直藏君紹介)(第二三八三号)	同(永山忠則君紹介)(第二四〇三号)	同(三浦一雄君紹介)(第二四二四号)	同(伊藤職君紹介)(第二五三六号)
同(大野伴陸君紹介)(第二三六四号)	同(關谷勝利君紹介)(第二三八四号)	同(灘尾弘吉君紹介)(第二四〇四号)	同(三和精一君紹介)(第二四二五号)	同(伊能繁次郎君紹介)(第二五三七号)
同(大平正芳君紹介)(第二三六五号)	同(田中龍夫君紹介)(第二三八五号)	同(南條徳男君紹介)(第二四〇五号)	同(毛利松平君紹介)(第二四二六号)	同(飯塚定輔君紹介)(第二五三八号)
同(岡田修一君紹介)(第二三六六号)	同(田澤吉郎君紹介)(第二三八六号)	同(丹羽喬四郎君紹介)(第二四〇六号)	同(森清君紹介)(第二四二七号)	同(生田宏一君紹介)(第二五三九号)
同(加藤高藏君紹介)(第二三六七号)	同(高崎達之助君紹介)(第二三八七号)	同(野田卯一君紹介)(第二四〇七号)	同(森下國雄君紹介)(第二四二八号)	同(池田正之輔君紹介)(第二五四〇号)
同(海部俊樹君紹介)(第二三六八号)	同(高橋英吉君紹介)(第二三八八号)	同(橋本登美三郎君紹介)(第二四〇八号)	同(森田重次郎君紹介)(第二四二九号)	同(石田博英君紹介)(第二五四一号)
同(金子一平君紹介)(第二三六九号)	同(高橋等君紹介)(第二三八九号)	同(長谷川峻君紹介)(第二四〇九号)	同(八木徹雄君紹介)(第二四三〇号)	同(石橋湛山君紹介)(第二五四二号)
同(木村俊夫君紹介)(第二三七〇号)	同(高見三郎君紹介)(第二三九〇号)	同(八田貞義君紹介)(第二四一〇号)	同(柳谷清三郎君紹介)(第二四三一号)	同(石村英雄君紹介)(第二五四三号)
同(木村守江君紹介)(第二三七一号)	同(竹内俊吉君紹介)(第二三九一号)	同(濱田幸雄君紹介)(第二四一一号)	同(山田彌一君紹介)(第二四三二号)	同(板川正吾君紹介)(第二五四四号)
同(岸本義廣君紹介)(第二三七二号)	同(館林三喜男君紹介)(第二三九二号)	同(原田憲君紹介)(第二四一二号)	同(渡邊良夫君紹介)(第二四三三号)	同(今松治郎君紹介)(第二五四五号)
同(河本敏夫君紹介)(第二三七三号)	同(田中角榮君紹介)(第二三九三号)	同(福家俊一君紹介)(第二四一三号)	同(鈴木義男君紹介)(第二四六二号)	同(宇野宗佑君紹介)(第二五四六号)
			同(玉置一徳君紹介)(第二四六三号)	

同(内海安吉君紹介)(第二五四七号)	同(佐々木更三君紹介)(第二五六七号)	同(塚原俊郎君紹介)(第二五八八号)	同(肥田次郎君紹介)(第二六〇八号)	同(八百板正君紹介)(第二六三〇号)
同(遠藤三郎君紹介)(第二五四八号)	同(佐藤洋之助君紹介)(第二五六八号)	同(渡海元三郎君紹介)(第二五八九号)	同(平岡忠次郎君紹介)(第二六〇九号)	同(八木徹雄君紹介)(第二六三一号)
同(小澤太郎君紹介)(第二五四九号)	同(佐野憲治君紹介)(第二五六九号)	同(富田健治君紹介)(第二五九〇号)	同(福家俊一君紹介)(第二六一〇号)	同(柳谷清三郎君紹介)(第二六三二号)
同(大石武一君紹介)(第二五五〇号)	同(齋藤邦吉君紹介)(第二五七〇号)	同(中垣國男君紹介)(第二五九一號)	同(福田赴夫君紹介)(第二六一一號)	同(山田彌一君紹介)(第二六三三號)
同(大上司君紹介)(第二五五一号)	同(齋藤憲三君紹介)(第二五七一號)	同(中曾根康弘君紹介)(第二五九二號)	同(藤枝泉介君紹介)(第二六一二號)	同(山本幸一君紹介)(第二六三四號)
同(大高康君紹介)(第二五五二号)	同(重政誠之君紹介)(第二五七二號)	同(中村幸八君紹介)(第二五九三號)	同(藤本捨助君紹介)(第二六一三號)	同(渡邊良夫君紹介)(第二六三五號)
同(大竹作摩君紹介)(第二五五三號)	同(澁谷直藏君紹介)(第二五七三號)	同(中山榮一君紹介)(第二五九四號)	同(古川丈吉君紹介)(第二六一四號)	旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第二四五八号)
同(大野市郎君紹介)(第二五五四號)	同(東海林稔君紹介)(第二五七四號)	同(永田亮一君紹介)(第二五九五號)	同(保科善四郎君紹介)(第二六一五號)	旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願外一件(永山忠則君紹介)(第二四九九号)
同(大野伴陸君紹介)(第二五五五號)	同(關谷勝利君紹介)(第二五七五號)	同(永山忠則君紹介)(第二五九六號)	同(保利茂君紹介)(第二六一六號)	同(森田重次郎君紹介)(第二四八五號)
同(大平正芳君紹介)(第二五五六號)	同(田澤吉郎君紹介)(第二五七六號)	同(灘尾弘吉君紹介)(第二五九七號)	同(細迫兼光君紹介)(第二六一七號)	同(福田赴夫君紹介)(第二五二二號)
同(岡田修一君紹介)(第二五五七號)	同(田中角榮君紹介)(第二五七七號)	同(丹羽喬四郎君紹介)(第二五九八號)	同(堀昌雄君紹介)(第二六一八號)	分取造林等の過税適正化に関する請願(二階堂進君紹介)(第二五〇三號)
同(加藤高藏君紹介)(第二五五八號)	同(田中龍夫君紹介)(第二五七八號)	同(西宮弘君紹介)(第二五九九號)	同(松井政吉君紹介)(第二六一九號)	同(松山千恵子君紹介)(第二六二二號)
同外一件(加藤常太郎君紹介)(第二五五九號)	同(田邊誠君紹介)(第二五七九號)	同(野口忠夫君紹介)(第二六〇〇號)	同(松本一郎君紹介)(第二六二一號)	同(三池信君紹介)(第二六二三號)
同(金子一平君紹介)(第二五六〇號)	同(田村元君紹介)(第二五八〇號)	同(野田卯一君紹介)(第二六〇一號)	同(松本一雄君紹介)(第二六二四號)	同(三浦一雄君紹介)(第二六二四號)
同(川俣清吾君紹介)(第二五六一號)	同(高崎達之助君紹介)(第二五八一號)	同(橋本登美三郎君紹介)(第二六〇二號)	同(三木喜夫君紹介)(第二六二五號)	同(三和精一君紹介)(第二六二六號)
同(木村守江君紹介)(第二五六二號)	同(高橋英吉君紹介)(第二五八二號)	同(長谷川峻君紹介)(第二六〇三號)	同(毛利松平君紹介)(第二六二七號)	同(森清君紹介)(第二六二八號)
同(岸本義廣君紹介)(第二五六三號)	同(高橋等君紹介)(第二五八三號)	同(八田貞義君紹介)(第二六〇四號)	同(森田重次郎君紹介)(第二六二九號)	
同(久保田藤麿君紹介)(第二五六四號)	同(高見三郎君紹介)(第二五八四號)	同(濱田幸雄君紹介)(第二六〇五號)		
同(久保田豊君紹介)(第二五六五號)	同(竹内俊吉君紹介)(第二五八五號)	同(原田憲君紹介)(第二六〇六號)		
同(小島徹三君紹介)(第二五六六號)	同(橋兼次郎君紹介)(第二五八六號)	同(日野吉夫君紹介)(第二六〇七號)		
	同(館林三喜男君紹介)(第二五八七號)			

本日の会議に付した案件

連合審査開会に関する件
関税定率法及び関税暫定措置法の一

部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)(参議院送付)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二二号)

○小川委員長 これより会議を開きます。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「二百億円」を「二百二十億円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理由

国民金融公庫の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小川委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正す

る法律案の提案理由を御説明いたします。

国民金融公庫は、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金を供給することを目的として昭和二十四年六月に設立されて以来、国民大衆の旺盛な資金需要に對処して、その業務の推進をはかつて参つたのでありまして、昭和三十六年度末において、その設立以来の融資総額は七千四百十二億円、その融資残高は千三百九十七億円に達する見込みであります。昭和三十一年度におきまして、特

に、普通貸付及び恩給担保貸付を増額することとして、普通貸付千二百六十億円、恩給担保貸付百五十七億円を予定し、さらに引揚者国債担保貸付、更生資金貸付等に合計十一億円を予定するほか、その他貸付として、農地被買収者で生業資金の融通を銀行その他一般の金融機関から受けることを困難としている者に対し二十億円の貸付を行なうこととしており、総額千四百四十八億円の貸付を計画しているものであります。このため必要な資金として、公庫の自己資金を九百六十三億円と見込み、新たに四百八十五億円の政府資金を供給することとしておりますが、公庫の経営基盤の一その強化に資するため、政府資金のうち二十億円は一般会計からの出資金を予定しておりますので、これに伴い、公庫の資本金二百億円を二十億円増額して二百二十億円とする必要があります。

これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○小川委員長 酒税法等の一部を改正する法律案、関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案、及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 先回も大蔵大臣に質問したのですが、自然増収が非常に多いのかかわらず、この間接稅の減稅が前の宣伝より非常に少ない。特に酒の稅率と物品稅などにつきましては、われわれとしてはこれくらいのもものは当然じゃないかと思われまして、一体來年度はこれについてもと抜本的な物品稅の廢止とか、あるいは酒稅法の改正を來年も引き續いておやりになるのかどうかを大蔵大臣にお伺いしたいと思ふます。

○水田国務大臣 來年度という三十一年度ですか。

○佐藤(觀)委員 そうです。

○水田国務大臣 三十八年度も減稅については引き續き稅制調査会で検討を願うことになっております。

○佐藤(觀)委員 今年度の酒稅の減稅については、一昨日も村山主稅局長にいろいろ伺つたのでありますが、どうも私たちの理想としては、二級酒を三百円ぐらいの程度にする、そういう建前から、ビールは一本百円ぐらいの値段にするくらいなら減稅らしい減稅だと思ふのであります。自然増収が非常に多いにかかわらず、減稅分が少ないと思ふますけれども、その点は大臣どういふふうにお考えになつておりますか。

○水田国務大臣 御承知のように日本の酒稅は、蒸溜酒は割合に外國に比べて割安であつても、醸造酒の方は確かに割高になつてゐるという事實はございまして、従つて、今度の酒稅の減稅につきましても、醸造酒について特に大衆酒を中心にこの減稅をやつたというところでございまして、今度の間接稅減稅の中心が酒であつたことから考へましても、この程度の減稅がやはり大體妥当じゃないかと考へております。

○佐藤(觀)委員 大蔵大臣は非常に忙しいと思うのですが、これは多岐にわたつていろいろな議論があると思うのです。私たちが考へております減稅というのは、どのくらいのことか國民の生活の標準であるかということが問題になるわけですね。ヨーロッパほどの生活程度はできないにしても、今の労働者あるいは勤勞者の一般の方が、一体どれくらいの程度の酒やあるいはビールとかたばこというものを消費できるかという、収入と見合つた立場からいへば、私はまだ酒の稅金が高い、酒やたばこの負担が高いというように考へておりますが、その点について、今度は酒は多少の減稅になりましたけれども、たばこは全然減稅にならぬやうな形になつておりましたが、その不均衡をどのようにお考えになつてゐるのか、伺いたいと思ふます。

○水田国務大臣 不均衡という話でしたが、昔が高かつたということでしたら、これはまた別の問題になります。

が、たばこにおきましては、戦前の専売益金率を見ましても、今のたばこについての益金率が多くなつてゐるわけではございませんし、それから物價倍率というやうな点から見ますと、戦前のたばこの小売値段と今の値段に對しては、戦前に比べると割高になつてゐるというところもございまして、また御承知のように、葉たばこの收納價格の値上げとか、あるいは専賣のいろいろなコストの値上がり等が、この数年の間に相當ございましてにもかかわらず、たばこの値段は三十一一年から据え置きにしてありますので、そういう点からは、實質的には益金率も下がつてゐるということですから、そこを考へまして、この際たばこの値段の引き下げということは、他のほかの物品稅の方に手をつけることが先であつて、これはあと回しにしようということになつたわけでありまして。

○佐藤(觀)委員 それからこれはいろいろ問題になりますが大蔵大臣に何つておきたいのは、一体酒やたばこというものはぜいたく品であるか必需品であるかということの觀點を一応聞かしていただきたいと思います。

そこで実は私ある部隊の主計をやつておりました、千八百人ぐらいの部隊の兵隊の嗜好率を考へますと、大體酒は三人に一人は絶対必要でありまして、それからたばこは、私はたばこを全然のきませんけれども、たばこは十人のうち九人は絶対に必要だといふことが、全体の千八百人の兵隊を調べて、そういう結果が出てきたわけでありまして、酒をやめることもむづかしいことでありまして、たばこをやめることも

もつとむづかしい問題だといふこと

を、私はたばこをのみませんから知りませんけれども、そういうことを聞いております。従つて、酒やたばこというものはある意味においてはぜいたくだという人があるかもしれせんけれども、これは生活必需品になっているのではないか。そういう点でフランスではブドウ酒というものが比較的安く手に入るようになっておりますが、日本人はそういう点で酒やたばこというものが、現在ではぜいたくというよりもむしろ必需品にかわつてきています。そういう意味で酒やたばこの税金というものはあまりに高過ぎる様に私は思はれておりますが、その点について大臣はどういうような所見を持っておられますか、これも承つておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 酒がぜいたく品とは言えないで、ある程度の必需品化していることは事実だと思ひます。従つて、私どもは大衆酒はできるだけ値下げをしたいと考えておりますが、特にそのうちでほんとうを言いますと、私はやはりビールが高いと思ひます。という事は、ビールはもうあなたの持つてある意味で相当大衆の必需品化しているというものが最近の傾向でございますが、明治以来ビールは舶来酒という觀念があつて、むしろぜいたくな酒というふりに一般が見ておりましたために、特にこの税金は高いという事になっております。しかし最近ではほとんどビールなどは、酒場とかそのほか料理店とかいうところで売られるビールよりも、一般家庭で消費されるビールの方がはるかに量が多い。しかも最近の若い人たちは家庭でビールを飲むということが一つの楽しみになつて、必需品という方向へ特にビールが向かつておるのであるから、こういうものはもう少し下げたいと私は考えておりますが、まだみんなビールについてこれは日本酒よりもぜいたく品だという觀念が昔からございまして、これが残つておつて、ビールを下げる必要はないという意見までが非常に強いという現状でございますので、私どもは今度下げることは下げましたが、今あなたがおっしゃられる意味から言いますと、ほんとうはビールがもう少し下がつていいんじゃないかというようないふがいたします。

て、必需品という方向へ特にビールが向かつておるのであるから、こういうものはもう少し下げたいと私は考えておりますが、まだみんなビールについてこれは日本酒よりもぜいたく品だという觀念が昔からございまして、これが残つておつて、ビールを下げる必要はないという意見までが非常に強いという現状でございますので、私どもは今度下げることは下げましたが、今あなたがおっしゃられる意味から言いますと、ほんとうはビールがもう少し下がつていいんじゃないかというようないふがいたします。

○佐藤(観)委員 これはいろいろの観点の相違がありますが、それ以上は申しませんけれども、先日村山主税局長にお話ししたのであります。現在中小企業の酒屋さんの生活のレベルが非常に下がつておりました。そこでこれは大臣に伺つておきたいのですが、金の融資を、酒類公団というふうなものを作つて、金融の機関までも多少めんどろを見てやる必要があるのじゃないか。それは先会でも申しましたが、酒類公団は御承知のように間接税で、酒屋さんを通じて税金を徴収しておる。それに対して国家は何ら報酬的なものを出してないという立場から、零落な酒屋業者に対して、これから競争がひどくなりまして、二千石以下の酒を作つておる商人は倒れていくのじゃないかという事は、現に今東京の国税局長をやつておる泉さんともお話ししたのであるが、私はそういう心配をするわけですが、そこで、村山主税局長もこの間それについて、そういう意見もあるけれどもなかなかむずかしいということをお言われておりますが、少

なくともたばこの手数料を値上げせよという運動もあるし、一方においてはやはり酒の中小企業者を救ふというふうな意見もありまして、こういう問題について何らかの新しい手を打つて、せつかく間接の税金でとにかく莫大な国家の税金を取つておる酒屋業者に対して、もう少しあなたの手を伸ばす必要があるのじゃないかというふうなことを、私は近くに小さな酒屋がたぐさんありますからそういうことを感じておりますが、大臣はそういうことについてお考えがあるかどうか伺つておきたい。

○水田国務大臣 これまでは醸造家は中小企業でございまして割合安定した企業でございまして、金融力というものとは他の企業に比べて非常に多くあつたために、問題がなかつたやうでございまして、最近になつて醸造家というふうな中小企業が金融に困つておりましたので、一般的にこれに対してどうこうという方針は、なかなかそういう措置はむずかしいと思ひますが、そういう実情が出てきた地域というふうなものに対しては、最近個々に金融のめんどうを具體的事実に応じて私どもが見るといふことは、すでにやつておられますので、やはりこういう形で実情に応じて金融についての配慮をするという事は、今後むしろ強化してやつていきたいと思います。

○佐藤(観)委員 これはどういふふうになつてゐるか、詳しいことは私も知りませんが、アルコール専売の問題について大きなメーカーと中小メーカーとの間にいろいろなトラブルがあります。それは御承知のように大

き酒のメーカーの方では自分の方でアルコールを安く作つております關係上それが非常に都合がいいけれども、中小の方ではやはりアルコールを買つてそして醸造している面があるわけですから、こういう点に対する不公平な面が出ておると思ひますが、ある点まで非常にシビアなものになつて、まして、政府にはたびたびアルコール専売については陳情もありましてお願いをしておりますが、そういう点について大臣はどのようにお考えになつておるか、この点を一つアルコール専売のことについて伺つておきたいと思ひます。

○上田説明員 アルコール専売の方から、石数にして年間約三千石払い出しを受けておりますが、これは主として小業者であるみりん業者などに安くアルコールを提供するためにいたしておるのであります。原則的にはむしろアルコールを作つております業者の方からは、政府の安いアルコールをそつと出さることは困るという話が出ておるくらいで、みりん屋さんなんかは安いアルコールを供給いたしております。

○佐藤(観)委員 もう一つ、これは事務当局でもいのですが、先ほど大臣からビールの話が出ましたが、昨年の秋ごろにビール業者の大会がありまして、上田さんも行つておられたやうですが、ビールの取引のマージンが非常に少ないという事で決死的な形で――ちやうど私さの席に出ておりました――が、ただいま大臣からビールの話が出ましたが、今度ビールびんの引き取り価格を十二月から七円に下げるといふ話を承つております。これは結局マー

ジンの多い方へ回すのじゃないかと思ひますが、一体消費者はビールが下がつてもビールびんが下がればかえつて何も減税にならぬやうな形になつてくるわけですが、この点についてどういふ見解を持っておられるのか。私はこういうことは結局政府の方で減税しながらビールのマージンを消費者に押しつけるというやうな形になるのじゃないかと思つてゐるので、この問題を伺つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 ビールにつきましては、今度一本当たり十円の減税を提案申し上げてゐるわけでございますが、現在ビールにつきましては、ほかの酒類と違ひまして空びんの引き取り値段を基準価格として書いてあるわけでございます。基準価格をきめるその告示で書いております。もちろんこれは引き取ることを強制しておるわけではございませんが、値段は書いてある。これは他の酒類で申しますと全然例を見ないことでございまして、全体の基準価格の考え方は漸次標準的なものにする。従来の公定価格制から基準価格制に漸次フリーに持つていきたい、こういう考えを持つてゐるときに、ビールだけの引き取り値段をきめるということとはどんなものであらうという点が一つございまして。と申しますのは、最近、御案内のように現在ビール四社ございましてけれども、それぞれのメーカーでございましたが、それぞれ必ずしも返りませんで、ちゃんぽんになつて返る。そのためにその選びんないし今度はびんに詰めるときに非常にコスト高になつてゐるという事実がございまして、業界におきましては、将来の合理化に備えて、自社製のびんだけを選別

して引き戻すようにしたらどうかというように機運もございます。もしそういうように選びんをいたすとしたら、あらためて選びん経費がかかるわけでもございますので、引取値段も今のような値段で、一本十二円というのを強制することがはたして実情に沿うかどうかという点を考えているわけでもございまして、われわれの考えとしては七円と別にきめたわけじゃございせんが、少なくともあの値段をはずしていった方がよくはないかというふうに現在考えている段階でございます。

○佐藤観委員 もう一つ伺っておきたいのですが、あのマージンの問題で、ビール会社のマージンの問題はどういうふうになっておりますか。ビールのマージン問題はその後どういような経過になっておりますか、伺っておきたいと思ひます。

○村山政府委員 これはビールにつきましては、小売の方が一本当たり十一円でございます。現行八・八%のマージンがございまして、卸につきましては、御案内のようにマージンがきまつていまして、いわばメーカーの代理店として別に出されているというような格好になっております。各酒類間のマージンをずつと通観してみますと、ビールのマージンが最も窮屈であるということは、どうも統計上出ておるようでもございまして、この辺、合理的な調整の必要があるのではないかとということも同時に考えているわけでありま

す。

○平岡委員 関連して。今のお話で小売マージンがビールの場合十一円、現行で百二十五円に対して十一円ですか

ら、八・八%ということであらうと思ひます。卸の方は不明確だと言つておられますけれども、大体三円のマージンに、それから何か輸送の——実際には輸送せず、しかも手えているお金が一円三十銭か、そうすると卸の場合において四円三十銭ですから三・八%ですね。おおむねそうじゃないですか。

○村山政府委員 おっしゃる通り正式のマージンはきまつておりませんが、実際はリベートの形であるとかあるいは輸送費の補給であるとかいうことで、大体一本当たり三円十銭くらい出しておるらしいでございます。

○平岡委員 三円十銭じゃない。三円プラス輸送費の補給が一円三十銭ですから、四円三十銭のはずですがね。

○村山政府委員 その輸送費の補給分というものが、その会社によって相当違うというところが実情のようでもござい

す。

○平岡委員 いずれにしても、小売において八・八%、卸において三・八%、そういうことになりまして、清酒二級、合成、しょうちゅう等の小売マージンが一四%、同じく卸が七%という点から見ますと、非常に低位にきづけにされているというところは事実であると思ひます。問題はここにあるかと思ひます。ですから、今回百二十五円がびん付で百十五円に下げられました。つまり十円物品税、消費税が下がったわけですが、その分はそのまゝ消費者の方にいくとしますと、不当に圧縮されたマージン幅ですね、この点がマージンは正の問題とぶつかつて、それで十二円の評価を七円にしよ

うというふうな、きわめてイージー・ゴーイングな方式がとられると思うのです。そこで問題は、このびん付幾らであるとか、びんを抜きにして幾らというふうなことは、ビールだけに言われておること、ほかの酒類には全部ないのでですね。ですからわれわれとしては、むしろこの際百十五円がびんのついたビールの正當な値段だということに考え方をきめないと、やはり問題があとまで尾を引くことにならうと思ひます。そうならば、要するにびん付で百十五円というものがこの今回の改正をきっかけにしてのビールの価格だといふことになるならば、あとマージンの配分とか選びんの費用とかを正當に評価して、それを考慮に入れたら、政令事項なら政令事項できめていけば問題はないと思ひますが、そういうことにはつきましてどういうお考えでありましようか、お伺ひします。

○村山政府委員 基準販売価格はおよそ十円下げますように、しかも基準販売価格の適用はびん付で五十五円、おっしゃる通りにびん付百十五円ということになると思ひますが、きめておりましたのを、先ほど申しましたような事情から、はずした方がよくないかというところでございまして、はづした場合に幾らで引き取ることになるかというところが問題のわけでございますが、実際申しますと、ビールびんをくす屋が買いますと三円程度でございまして、トリスあたりでございまして一円くらいでございまして、そこを十二円で引き取つているところに非常な問題がある。一方それは同時に消費者の利益になっておりますけれども、いつまでもこの態勢を法律の規定でもつてとらせていくということには無理があるように思われるわけでもござい

まして、そういう意味で今度選びんをやつて、自社製品のびんは自社で引き取る、そういうふうにして将来の生産の合理化に資するという機会に、今の引取価格というのを公定することだけはやめたらどうか。それをどの程度にするかというふうなことにつきましては、いずれ国税庁の方でも十分なる指導をされるものと思つておりますが、制度として強制することは無理ではないか、こういうふうにご意見を申し上げます。

○平岡政府委員 制度として強制することは無理だということ、裏から言えは百十五円というものは定価ですが、そういうふうなことにむしろ観念する方が問題がすつきりすると思ひます。そういたしますと、十二円から実際上七円に評価が下ること自身で損をするのかどうか知りませんが、結局十二円のもの七円ですすから五円の差ですが、それは選びんの実費というふうなことも考慮される。それからあと、今言つたような清酒等との比較からいって小売、卸ともマージンが低いから、その辺にも配分していくというふうなことは当然考慮されなければならぬと思ひます。そういうふうにして見たところが、小売、卸において現在の清酒二級、合成、しょうちゅうほどのマージンはやれぬということになると思ひます。そういう点は行政の方でしかるべく合理的な数字が出ると思ひますが、考え方としてびん抜き云々ということは、ほかの酒類においてすでに通用してないことですから、この際は百十五円をもつてビールの価格とするというふうに観念し直し

た方が問題がすつきりすると思ひます。以上要望を付しまして、関連質問を終わりたいと存じます。

○佐藤(観)委員 そこで、マージン問題は問部長、今片づいたのですか。ビール屋が非常に熾烈な要求をしておりまして、あの問題は片づきましたか。

○上田説明員 ただいまお話のようにマージンの増額、特にビール・マージンの増額については卸、小売ともに熾烈な要望をされておりますが、ただいま平岡先生おっしゃいましたように、今回ビールびんのびん付の値段を百十五円というふうな形に今予定しておりますが、そういう形で実際の引き取られる価格がどうなるかという問題につきましては、われわれとしては現状をなるべく縮けてもらいたい、できるだけこの際だからがまんしてもらいたいとは言つておりますけれども、実際問題といたしまして、結局ビールびんの値段はね返ることはあろうかと思ひますが、そういう形で、しかし幾ら安くなくても七円よりも安くしては困るというふうな程度で、現在業者間に話をしてもらつております。最悪の場合七円、しかしある部分につきましては、いろいろな競争もございまして、従来通り十二円とする向きもあろうかと思ひます。おそらく半分くらいはそれでとられるのじゃなからうかというふうに思ひます。全体になべてみますと、七円よりも下がることはないというふうにご意見を申し上げます。現在でも、十二円という基準価格の規定はございまして、十円でもつているところとか、八円でもつているところとか、場

所によりましてはあるようでございます。そういうところで若干のクッションはあるかと思いますが、マージンそれ自体の正面からの取り上げ方は、現在のところまだいたしておりません。

○佐藤(観)委員 びんの話が出ましたから、ついでにいま一つだけびんの話を聞きたいのですが、最近冷蔵庫が普及しておりますから、冷蔵庫にジュースの貯蔵が非常に多くなっているという関係で、酒の一合びんがほとんど出回らない状態であります。これは昨年の夏、私も経験したことでありましてけれども、酒の一合びんがなくなつてジュースびんにとられてしまふというようなことを非常に言っておりますが、大蔵省はその関係をどういふふうに処理されておりますか。これは関連して伺つておきたい。

○上田説明員 びんの生産のことにつきましては、それぞれ酒屋さんの組合などで製びん業者の方とよく話し合つてはいただいておりますけれども、実は酒類行政の中でびんに直接タッチいたしますのはビールびんだけでございまして、あとはびんの市場にまかしておるといふような格好でございます。御指摘のように、一合びんが最近かなり需要はあるようでございますが、びんそのものが足りないというところのような話であります。われわれも関心を持ちまして、今後も増産したいだけように努力はいたしたいと思つていますが、何しろ直接タッチしておりますので、びん屋さんにお願ひするといふより格好になる次第でございます。

○佐藤(観)委員 この前もちょっと触れましたが、大臣に、日本における洋酒の政策についてちょっと伺いたいと思ひます。先日もちよつとお話ししたのですが、にせのホワイト・ホースが非常に普及して、えらい大問題になつたことがあります。これは国際道義上非常に大きな問題であると同時に、日本における洋酒が非常に高い。ジョニー・ウォーカーなんかは、向こうで買つてくると千円のやつが、内地では三千八百円も四千円もするといふような、べらぼうな値段がついていゝわけなんです。これは関税の関係もあるし、あるいは密輸の関係もあるだろうと思ひますが、先ほど大蔵大臣が言われましたように、日本人はビールに非常に持つと同時に、最近洋酒の需要が非常にふえました。こういうことは、将来日本の酒のなかに関連いたしまして、いろいろ問題が出てくるだろうと思ひますが、その点についてどういふ御見解を持っておられるか、洋酒問題について大臣の御所見を一つ伺ひたいと思ひます。

○村山政府委員 この間の問題に関連しまして、事案の内容がまだ司法当局の方にありますのでまだわかりませんが、新聞紙上が報道されたところから想像いたしますと、何かおそめというバーに売つておつた人が、ホワイト・ホースとサントリリーをある場所までと、それでバーに売つた、こういうこととあるのでございします。もしこれが事実であるといひますと、同じ洋酒、舶来酒といひ、国産酒といひ、どちらもうイスキーでございしますので、詰め合わせ等は無免許制度にはなりません。が、無免許販売を犯したことはなる

と思ひます。従ひまして、その事実がそうであるならば、罰則の適用のあることはもちろん、所持しておる酒類は没収されるというふうになるだろうと思ひます。何分事件が向こうの方に付ておりますので、いづれ判明してから国税庁の方でしかるべき手を打つだろう、こういうふうと考えております。

○佐藤(観)委員 その問題は、かなり村山さんから聞きましたから、それ以上どういふ言ひをせんけれども、洋酒をどれくらい計画的に輸入されて、そして日本の酒をどれくらい外国に出すという問題に関連して、大蔵省に何らかさういふ政策があるのか、ただ行き当たりばったり、入るものは入る、出るものは出るというところでやつておられるのかどうか、その点をちょっと伺ひたいと思ひます。

○村山政府委員 毎年の輸入金額を見てみますと、洋酒は、三十三年が五億四千万、三十四年が六億三千万、それから三十五年が八億七千万と、逐次上がつております。もちろん、日本のメーカールの洋酒も逐年ふえておりました。これは戦前に比べまして、最もふえた割合で言ひますと、もつとも戦前が、元が非常に少ないのでございしますが、いわゆる洋酒系統でございします。われわれの考えとしては、やはり現在の嗜好がだんだんその方に向いていくといふことでございまして、洋酒全体が酒類の中で伸びることを無理に押さへつけるとか、さういふことはちつとも考えておりません。むしろ現在のさういふ消費動向に即応した酒類の規格あるいは税率の盛り方、さういふものをきめれば足りるのだからと思ひます。

います。ただ、輸入洋酒を幾らやるかという問題は、一方におきまして国内産の保護という問題もございしますけれども、他方、御案内のように各国とも、今相互の貿易を拡大する方向に向かつておりますので、毎年々々、各国といふいろいろな貿易協定を結んで、その範囲内でやつていゝような次第でございします。現在の割当の仕方は、いわゆるグローバル方式といふので割り当てていまして、その範囲でどの国が幾ら入れるかといふことは自由になつておるわけでございします。

○佐藤(観)委員 問税部長に、みりんのことについて二、三伺つておきたいと思ひます。

新式みりんと旧式みりんの区別がはつきりしないといふ非難があります。その点はどういふ区別をされておるか、ここで原則といふものをあらためて伺つておきたいと思ひます。

○上田説明員 新式みりん、旧式みりんという言葉は、法律上の言葉ではなくて、通俗的に言つております。それは先ほど先生がおつしやいましたように、新式みりんと称せられるものは、大規模に、自分で蒸溜設備を持つてアルコールを作つて、それを使つてやつておられるのを新式みりんと俗に言うのでございします。旧式みりんの方は、トセで作つたアルコールを買つて、自分で小規模でやつておられる、さういふのを旧式みりんと言つておりますが、作り方は全く同じであります。

○佐藤(観)委員 それから、もう二つだけお伺ひしたいと思ひます。今度の酒税の改正法案では、度数の関係で課税をされておるようであります。それ

で、今までは二度のものがあつたものでありますが、今度は一度より低いといふことは、非常に不便が起きるのではないか。アルコールのいかによつて非常にあいまいなところが出てきて、非常に複雑な問題が起きるのではないかと心が配されておりますが、さういふ点について全然心配はないかどうか、これも伺つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 現行税法では、基準アルコール度数をこえるものにつきましては、特別二割の加算税率を適用しておつたわけでありまして、ただ、その二割の加算税率を適用する場合のアルコール度数を置いたわけでございします。今度は、その基準アルコール度数をこえる分についての加算税率という制度そのものをやめたわけでございします。従ひまして、アルコール度数という問題もおのずからなくなつてくるはずだ。問題は、ただ度数計算が一度ごとにできるかどうかという技術的問題に集約されるわけでございします。これは現在でも十分できますので、その心配は要らないのじやないか。考え方といたしまして、アルコール度数を無理にある度数にきめておくといふことはいかかなものであらうか、かなり沿革的なものがあると思つております。過去においては基準アルコール度数を、二度のアルコール度数を置きまして、それをこえるものは二割高い税率だ、それから特別措置法のある低いものは、原則として基準度数のアルコール度数によつて税金を取る、これは少し行き過ぎではなから

るか。最近の嗜好から考えまして、消費者も低いアルコール度数を好む人もあります。すべし、高い度数を好む人もあります。すべてその辺は一度ごとのアルコール度数を比例的に盛っていった方が将来の嗜好の方向にも乗りやすいし、酒類業界もそれによって伸びていくんじゃないかと思っております。

○佐藤(観)委員 時間がありませんから、最後にもう一点だけ伺っておきたいと思いますが、清酒なんかを飲む場合はいけれども、みりんのようには調味料として使って、これを飲まないようなものに対して特別な課税をするようなことが今度の改正案に出ておりますが、こういう点について、非常に不当じゃないか、少なくともみりんのような場合はそういうことは非常に不自然であるということが言われております。こういう点について、どういう御説明をしていただけるのか。これは業界も、そういうことについては非常に、今のみりんはほとんど飲まない、調味料として出しておるのだから、そういう点について考えが違っておるんじゃないかというふうなことが言われております。この点についての大蔵省の見解を伺っておきたい。

○村山政府委員 これは従来から非常にむずかしい問題でございます。おっしゃる通りに、みりんは一方において調味料に使われると同時に、他方において本直しの材料になるものから、そこで税率の盛り方がむずかしい。三十四年度のときも大幅に減税いたしました。今回もみりんにつきましては五割以上の減税をやっておるのもそこにあるわけでありまして、しかしこれを全然無税にするとか何とかと

いうことは、本直しとの関係もございましてなかなかできかねる。これもまた一つの将来の研究問題とは実は考えたいわけでは、おっしゃるような点も十分勘案いたしまして、できるだけ減税を行なったというのが実情でございます。

○佐藤(観)委員 大臣の時間がきまつておりますから、酒税法についてはもう少し聞きたいことがありますが、きょうは私はこの程度にしておきます。

○小川委員長 岡良一君。

○岡委員 せっかく大臣がお見えでございますので、私は旧令による共済組合等の年金受給者のための年金額の改定に関する法律案に関連いたしまして、大蔵大臣としての御所信を若干お尋ねしてみたいと思っております。

そこで、まずお伺いをいたしたい第一点は、今度のこの年金の引き上げに伴う予算は、三十七年度五千万円、以後半年度は二億円に相なっております。金額はともかくといたしまして、今後ともこのような事態において年金が引き上げられます場合は、国が責任を持つて処理される、その負担をされるという方針でございましょうか。まずこの点をお伺いいたします。

○平井政府委員 大臣から御説明いたしますが、給与課長からお答えさせていただきます。共済組合の長期給付のベース・アップの問題につきましてはいろいろ御意見もあるところと存じますが、官吏について恩給、雇用人について共済組合長期給付という形で行なわれておりました時代におきましては、

共済組合が完全な形において保険数理に基づいて給付を行なっておるものといたしても、言い切れぬ情勢であります。いわば恩給に補完する制度というふうな考え方で共済組合の長期給付を考へておたわけでございます。従いまして、そういった段階におきましては、官吏の恩給のベース・アップが行なわれるたびに、雇用人についても当然ベース・アップが行なわれると同時に、旧令等の共済組合の実質上恩給とみなすべきもの、こういったものについても当然ベース・アップが行なわれていったわけでありまして、今回の改正も旧令等の共済組合の年金受給者並びに旧法時代の国家公務員共済組合の雇用人の年金のベース・アップを行なつたものであります。こういったものについては、将来とも恩給のベース・アップがあつた場合は、これと並行してベース・アップが行なわれることになると思ひます。ただ、昭和三十一年に三公社については新共済組合法になり、さらに一般公務員につきましても昭和三十四年の十月、そのうち雇用人については昭和三十四年一月、現業官吏については昭和三十四年一月でございまして、それから全面的に国家公務員並びに公共企業体については、すべて共済組合による長期給付制度が恩給にかわつて行なわれるようになったわけでありまして、この段階におきましては、公務員のベース・アップないし恩給のベース・アップがあつたときは、当然共済組合の年金のベース・アップが行なわれるかどうかというところについてはかなり論議のあるところでありまして、現在までの段階におきましては問題はございませんが、将来

の問題としては、先生御指摘のように相当大きな問題になるだろうと思ひます。ただ、現在の段階でそれについてどう考へるかという御質問でございまして、現在のところではまだそれについての確定的な考へ方は出ておりません。今後の研究課題として考へていきたいというふうに思つておる次第でございます。

○岡委員 それでは、事務的なことは別といたしまして、政策的に御所見をお伺いしたいのですが、この公務員のベース・アップに伴う共済組合の年金引き上げ、そのための所要の財源については今後とも国が負担する、それはするかしらぬか今後の問題として研究したい、こういう立場をとつておられる。大蔵大臣としての御所信はいかがですか。

○水田国務大臣 今、課長からお答えになりましたように、これは非常にむずかしい問題でございますので、まだ私どもとしてはその問題に対する結論を出しておりません。これからの問題にしたいと思つております。

○岡委員 私が今特にこういう問題を提出いたしましたのは、御存じのようにことしの二月一日に、この法律案について社会保障制度審議会が勧告を出しておる。その中で、今回の年金額の改定は一応了承する、しかし年金額の改定は、国民皆年金の今日すべからく年金体系の総合的な見地に立つて行なわなければならない。この後段で、将来において国民皆年金の統一した体系というものを考へて、国としても措置をすべきであるということを強く要請しておる。その立場から私は若干、非常に包括的な答申に対して具体

的に御所見を承りたいと思ひます。たとえば今度の場合に、ベースの引き上げに伴う年金の引き上げに対する所要の予算は国が持つ。ところが民間産業の労働者の厚生年金においては、これは適当な機関を置いて絶えず算定をしながら、ベース・アップに伴う年金額の引き上げの財源というのはいわば労使の負担によつてまかなう。一方ではこういうふうな形で、あるものは国の責任においてその財源を確保するといふような形、これは国民年金の統一体系という観点から見れば、私は決して妥当なものではないのではないかと、こゝろ思ひわけなんです。この点について大蔵大臣はどう思われますか。

○平井政府委員 私ども社会保障制度審議会に列席いたしておりますので、いろいろ委員の御意見を拝聴したわけでございますが、附帯決議的なものが出て参りましたがその意義と申しますのは、いろいろの角度がございまして、先生御指摘のように、民間の場合においては、厚生年金のベース・アップをやるときには労使の折半負担ということになっております。ところが国の場合においては、こういう形では、おかしな感じがございまして、先ほどの附帯決議等が出て参つたのだからと思ひますが、そういう点から考へますと、確かに今後一般に生活水準が上がるに連れて、こういった共済年金についても、ある程度引き上げをするのが妥当だといふような判断がされる場合におきまして、当然国が持つのが妥当であるというところになるかどうか、こゝろ

いった点を検討しろ、こういう御議論であつたような感じがいたします。私も先ほど申し上げましたように、今回引き上げますのは、あくまでも恩給といわば代替すべき制度として考えられております現在の共済年金の受給者についてでございます。従いまして、本格的な共済年金制度が社会保障制度の一環としてスタートした後におきましては、その後の分につきましては、今後どういう方向で考えるべきかということにならうかと存ずるのであります。先生が御指摘の点もございまして、十分一般の国民年金とのバランスも考えながら問題を検討していきたいというふうに考えているわけでございます。

○岡委員 これはやはり一つの大きな問題点でございますので、社会保障制度というものが無差別平等に、特にこの年金制度というものが、やはり国の大きな責任において、何の商売であらうと、国民の老後の生活を保障されるという建前に立っております国民の所得の最も公平な再分配ですから、そういう意味で、ある特定のグループについて特に国が優遇するというようなことは、将来は許されないと私は思う。もちろん国家公務員という特殊な立場の人に対しては、特殊な優先的な措置が各国において講ぜられておるし、またその必要を私は否定するものではないのですが、それならばやはりちゃんと納得のいく形でやれ、するに何か一種のエリート意識でもつてお手盛りをするというようなことは、正しい社会保障制度の観点から許されない、こういう気持ちで申し上げておるわけです。

そこで特に私が非常に不均衡だと思えます一つの事実は、私が調べました結果によりますと、各種の年金受給者の一人当たりの平均額、昭和三十五年度末で、民間産業の労働者に支給されておる厚生年金が年額四万一千七百十四円、船員保険が五万三千四百七十九円、国家公務員の共済組合の年金が九万八千六百四十六円、公企体の組合の年金が八万八千六百八十六円、こういうようなことになっております。この数字は大体間違ひはないでしょうか、給与課長なりあるいは保険局の次長なり……。

○平井政府委員 厚生年金関係は私の所管ではございませんが、大体今伺った範囲でも間違ひはないように存じております。

○熊崎説明員 厚生年金、船員保険ともに大体その数字に合っております。なお詳しいことはまたあとで申し上げます。

○岡委員 そこで、二倍以上という年金額における非常な格差があるわけでありまして。どうして一体こういう格差があるのか、こういう格差は当然なことと思われるかどうか、大蔵大臣どう思われますか。

○水田国務大臣 私も詳しいことはわかりませんが、問題はほんとうの保険計算に基づいた年金制度が樹立されているのなら、これは掛金の問題として差が出てくるのではないかと思っております。そういう意味で差が出てくるのなら、これは均衡、不均衡の問題はなくなると思ひますが、こういうほんとうの保険計算に基づいてきめられた額でないとなれば、そこには問題があるわけでありまして、これは是正

しなければならぬと思ひますが、要するに、保険計算に基づいてきめられていたものでしたら、掛金が少なかった場合には年金が少なくなるし、その実情に応じて、生活条件に応じて、掛金が多いところは当然年金が多くなつていくということにならうと思ひます。問題は計算がそういうふうになり統一された基礎の上に、はつきり立つておるかおらないかが問題じゃないかと思ひております。

○岡委員 そうではないのです。問題は、たとえばそれぞれの年金体系においては、国庫の補助率とかあるいはまた被保険者なり、組合員の負担なりというふうなものが、いろいろ不均衡がある。そういう不均衡を不均衡のままに保険数理でどうはじいてみても、いろいろな問題が出てくるわけでありまして。私がお尋ねをしているのはそういうことで、いよいよ国民皆年金という時代になつてきた、であるからこの場合に、現在のこのように不均衡な給付内容を持つていくという年金制度というものを、もう少し一本の体系に持つていくべき方向になつていっているのか、であれば一体どれをめどに、どこをめどにこの国民年金というものの基準を設定すべきかという問題になる。そうすると、二倍以上の差がある、まだまだ低いものがあるが、そういうことになりまして、一体公務員の共済組合年金というものをめどにしていいのかということですが、これをめどにしてみんな引き上げるといふことならそれはそれでいい。だから保険数理以前の問題として、これは社会保障制度というものは一つの大きな政府の公約です。この社会保障制度も今や広げる

だけ広がった、今度は納得いくように体系を編成がえしようという段階にきているときだ。そういうときに、こういう問題については、あなたは国務大臣としても、これはなるべく一本にするべきものだとするならば、何を基準にして、どこを基準にしてこれを一本にするのが妥当であらうか、どう考えるかということをお聞きしたい、これこそ保険数理以前の問題です。

○水田国務大臣 その問題は今政府でも取り上げております。私も一本にする方向で、今この社会保障制度審議会においてもこの問題をやっておりまして、私どももその検討の結果を見ているところでございますが、これはいかにしろいろいろそういう方向にいかなければならぬので、これは今の審議会においても、重要な議題として取り上げてもらつていられる現状でございます。

○岡委員 今御指摘のように、社会保障制度審議会に対して内閣総理大臣は諮問をしております。それは現在の社会保障制度の日本の体系をもつと総合調整する、その具体案を諮問しておるわけですが。七月には社会保障制度審議会は答申を出すことになつていいます。七月を待たないでこうした法律案を出されるというならば、大蔵省としてはこれに右へならえをすべきだという腹があつて出されるのか、それとも答申を出される前に、卑近な言葉で言へば実績を作つておこうというので出されるのかという点に、私は率直なところ若干疑問を持つたわけなんです。だから、大蔵大臣は、そうではない、こういうふうに年金額を改定するのが正しいのだという御所見であるならば、わ

れわれは、七月にこの答申が出ました場合、大蔵大臣に対して大きな期待を持つて刮目したいと思ひます。大蔵大臣の御所信をお伺いしたい。

○岩尾説明員 先生の御指摘になりますように、現在の年金制度におきまして、各制度においていろいろと給付の差のあることは事実でございます。しかし、この給付の差と申しますのは、政策的な理由もございまして、政策的な理由もあるわけでございます。本来的な理由もございまして、本来的な理由もございまして、公務員が在職中に失われた経済的能力の補てんという意味で恩給を給してあります。従つて、一般の民間の給与よりも公務員は低いということが前提になつて、退職後についてはある程度の生活の保障をするということで恩給が出ております。それをそのまま共済に持つていき、あるいはそういうものを前提として雇用人等の共済というものができておつたわけでありまして。そういう意味合いで給付の水準がある程度きまつておりました。厚生年金につきましては昭和十七年に、当時の労働者に対する一つの年金といたしまして、発足をいたしましたけれども、これは本来各企業が企業の独自性に基づきまして退職金を給したり、あるいは給付をやつたりすることを前提に、なお最低限の年金を保障しようという趣旨でできておるわけでございます。従いまして、そういう給付の理由なり、あるいは政策的な、労務管理というふうな言葉を使いますと多少語弊がありますが、それぞれ働いておる者の違いに応じて政策的な配慮が行なわれ、

準の統一化とともに、きちつとそろえるようにしていただきたいと思います。

それから積立金の運用でございますが、厚生年金積立金の運用につきまして、私どもも非常な関心を持ってお

りますので、たしか七、八年前に積立金の運用に関する法律案を私提案をしたこともあると思っております。私がお聞きしたところでは、厚生年金や国民年金は、大体二五〇程度のもので還元され、残りが資金運用部の資金に繰り入れられる。それから共済組合の場合、大体厚生年金積立金の相当額だけが運用部資金にいく。それから今度問題になっておる地方公務員の共済組合年金では、一部を除いて全額が自己運用になる。だから四分の一が厚生年金あるいは国民年金では福祉還元、それから公務員等は七割が自己福祉還元、地方公務員共済組合年金ではほとんど全額が自己福祉還元というふうに私の調べた範囲ではなっておりますが、大体そういうことでございます。

も、自分たちの積み立てた積立金をその福祉還元のための融資だけに許された限度が非常に低い、いわば不均衡である、これは私は妥当じゃないと思うのです。これはやはり均一化すべきだと思いますが、大蔵大臣、どうお考えになりますか。

○水田国務大臣 問題は、そういう国民各層の拠出金がどう使われるかというところが問題でございますので、従って、一部は還元融資的な形で運用されるし、他は政府によって統一運用をされる。その場合にその資金がどう使われているかを明確にすることに非常に意味があると思っております。私どもは運用方法として昨年からそういう形をとって、どこでどういうふうに使われているか、使途を明確にする。使途別分類表をつけて国会で御審議を願うという形にしてございますので、ただいまのところ、今度の財政投融資計画にしまして、五割程度は全部国民生活に直結した部門に使用され、三割が大体道路その他産業基盤の整備というふうなことに運用されますし、あとが以下が運用されるというふうな運用の仕方、使途が明確になっておれば、やはり統一運用をすることが国の施策に最も寄与したやり方というところになるかと思ひます。すでに今でも還元融資の運用を見ましても、今それぞれのところで、住宅になったり、そのほか老人ホームになったり、青年の家になったり、いろいろあつて、それでもすでに運用がばらばらであつて、もう少し国はこういう問題と統制する必要はないかという声も出ておるときでも

ございますが、しかし、いろいろ御要請もございまして、そういう若干ばらばらに運用されることはございまして、一定額を還元融資として運用して、そのほか今言つたように、使途を明確にして施策を統制いたしますか、十分国が調整する形においてその資金の運用をするということが望ましい姿、こう考へて、昨年からそういう運用をしておりますので、私は今の運用方法がやはり一番いいんじゃないかと考へております。

○岡委員 そういうことをお聞きして、国民年金では、積立金の四分の一が福祉還元のための融資の原資に充てられる。共済組合では大体七割が福祉還元とする地方公務員のよりはほとんどが福祉還元の自己運用にまかされるといふに、私の調べた結果は出ておる。こういう還元融資のワケが、国民年金や厚生年金あるいは国家公務員の共済年金でみんな違つておる。これは不合理じゃないかというのを私は申し上げておる。何に使われておるから云々じゃなくて、同じ老後の生活保障のために積み立てた金であるならば、これはやはり一本に福祉還元すべきだと思ふ。なぜこういう違つた運用をしておるのかということをお聞きしておるわけだ。

○平井政府委員 大体御指摘の通りでございます。ただ資金運用部に預託する問題と、資金運用部に預託しない場合は、ある意味では完全にフリーであるかどうかという問題につきましても、若干相違があると思つております。たとえば地方公務員の共済組合につきましても、実質的に相当の部分を地方債に運用するというようなこともお考へになっておるようでございますし、また公共企業体等につきましても、私どもとしましては、現在のところ資金運用部預託はしておきまして、ある程度繰越債等に運用していく、そういう全体の社会保障体系の中でバランスのとれた運用をしていただきたというお話をお願いしておるような次第であります。

○岡委員 先生のお話には、組合員なり被保険者の福祉に還元するために

思ひます。厚生年金、国民年金あるいは地方共済、国家共済というふうなものにつきましても、積立金は原則として大体運用部の方に預託することになつておりますが、本来事業主が行なうような共済年金という建前のものにつきましても、全額運用部ということではございませんで、一部運用部に預け、一部はいろいろなものに投資いたしまして利回りの強化をはかるといふ方向で、たとえば私立学校の共済組合あるいは農林漁業団体の共済組合あるいは国家共済というふうなものがそれぞれ運用をしておるわけでございます。その場合の運用の趣旨は、やはり将来の年金の原資になるわけでございますから、なるべく高利に運用される方がよろしいわけ、そういう趣旨で運用をいたしております。それから、福祉施設につきましても、その問題とは別に、そういう積立金をなお現在の被保険者の福祉の向上のために役立てたいということ、予算あるいはその他の点でそれぞれ調整をいたしまして、必要な福祉施設に拠出する。現在国家共済では大体三分の一くらいが福祉施設の方に回つておるような状況であり、かつ、厚生年金の方は、昨年来いろいろ御議論もございまして、その運用部の積み立てから還元融資の形であるいろいろな施設に拠出をする、こういう形になっております。従ひまして、その場合にも、福祉施設に回すことによつて利回りがうんと下がるということでは困るわけでございます。その辺がかね合ひでございまして、実際上の給付財源として利回りもよくなくてはならぬ、しかし福祉の方にも回さなくてはならぬという意味で、それぞれの

會計における実態を見て、その辺のところを見当をつけるということで運用いたしております。

○岡委員 そうしますと、私の調べたデータでは、公務員の共済組合の積立金は七割が自己運用になつておる、この結果が出ておるのですが、そうじゃなくて三割ですか。

○平井政府委員 先生のごらんになつたデータを私拝見しております。私の方があるいは間違つてゐるかも知れませんが、私どもの理解しておる限りにおきましては、長期経理の資産の運用割合というものは省令で定められておりました。そのうちの大体三分の一が資金運用部預託、それから残りのうちで、現金または短期の預金、貯金または金銭信託、こういったもの、いわば流動資産の支払い準備に充てるもの十分の二、それから不動産が十分の一、組合の行なう事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金十分の一、組合の行なう事業に対する前号以外の貸付金十分の二、こういう格好になつておりました。現実には今申し上げた中の最後の十分の一、十分の二の部分、この部分が大体福祉事業に充てられてゐる、こういった格好でございまして、先生の御指摘のように、自己で運用しているという限りにおいては十分の七相当額でございまして、大体三分の二相当額でございまして、そのうちで実際に福祉事業に回されるものはその程度であるというところでございまして、運用部の方へ預入されているものが三割だ、これは厚生年金や国民年金の積立金の相当額であるということなので、私その点若干誤解があつたと思ひ

○岩尾説明員 先生の御質問は二つの問題があると思ひます。一つは、年金の積立金というものをどう運用するかという問題、それから第二は、その積立金の運用をやる場合に、別途福祉施設へのいろいろな拠出というものをどういふふうに行なうかという二点あると

○岡委員 先生のお話には、組合員なり被保険者の福祉に還元するために

○岡委員 そうしますと、私の調べたデータでは、公務員の共済組合の積立金は七割が自己運用になつておる、この結果が出ておるのですが、そうじゃなくて三割ですか。

○岡委員 そうしますと、私の調べたデータでは、公務員の共済組合の積立金は七割が自己運用になつておる、この結果が出ておるのですが、そうじゃなくて三割ですか。

ます。ただし、この点われわれが現場を見ておいて、恐縮ですが私の県の実情を申し上げますと、石川県というのは温泉県であり、どこを掘っても温泉がある。ところが、その温泉に行きますと、公企労の寮がずらつてきており、非現実の共済組合の寮ができておる。ところが、私どもの県の労働者というものは全く繊維中心の県ですから、中小企業が多い。この職業はそういう官業施設というものが全然ないのです。そういうふうに、現場で見ると、とにかく一方ではほとんど施設ができ、家族連れでレジャーを楽しむ。一方は何もできないという現実を見ますと、やはりこの厚生年金の積立金の運用については、福祉還元のためにほとんど奮発してもらわないといけない。いんやその運用部への預入が非常に不公平であるということは、一考を要する。一方、要するに非現実組合の幹部の中の諸君とあなた方との御相談で、自由に運用できるものを七割も確保しているというようなことは、積立金の福祉還元というものが公平にならない。こういう点、通産大臣も来られましたから、大蔵大臣、ぜひ十分考えていただいて、福祉還元のための積立金の運用については不公平のないようにやってもらいたい。均衡のとれた福祉還元運用をするように言明していただきたい。これをもって私は質問を終わりたいと思いますが、一つぜひ御決意のほどを。

○水田国務大臣 そうしたいと思ひます。

○小川委員長 芳賀貴君。

○芳賀委員 通産大臣にお尋ねします。当委員会において関税定率法及び

関税暫定措置法の一部改正案の審議を行なつておるものでありますが、これに關連して、以前に予算委員会の分科会において通産大臣にお尋ねしたことがあるわけですが、特定物資輸入臨時措置法が今年の六月四日で期限が終つて消滅することになつておるわけですが、従つて、関税定率法においては、特定物資の輸入臨時措置法關係の六品目等については、この制度がなくなることによつて差益金を関税の方にある税度吸収するという方針で、関税率の引き上げ等の措置が改正案の中に出てきておるわけですが、これに關連して、日本貿易振興会が行なつておる、たとえば雑豆、あるいは輸入会社等の差益金の徴収が、特定物資臨時措置法の失効によつてこの差益金吸収の根拠を失ふのではないかと、このことを先日私は指摘したわけでありましたが、そのときは政府の見解は明らかになつておらないということで、本日所管の通産大臣からその点に対しての政府としての見解を明らかにしてもらいたいと思ひわけです。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。基本的な方針は、今御審議をいただいておりますように、関税率でかげんしていくということが基本的な考え方でございます。ところで、そういう処置のとれないものはどうするか。これは順次数量をふやしていくことによつて差益がたかさん出でこない処置をとる、そういう指導をするつもりでございます。そういう方法をとりませんが、結局特別な差益がないというよりな方向に持つていくことが望ましいのだと思ひます。そこで今お話しになりました雑豆については、これは農林物資で

ございますが、農林省との話がまだ十分ついておりませんので、この段階でどうするかというところはまだはっきり申し上げかねますが、ただいま申し上げるように数量をふやすことでだんだん利潤が減つていく、そういうような指導が可能じゃないか、かように思ひますので、両省の間でさらに話を詰めてみたい、かように思つております。

○芳賀委員 そういふことを聞いていては、予算分科会においては、通産大臣は、特定物資輸入臨時措置法はことし六月四日で期限が切れるが、これは延長するよりな考えはない、こうすてに言明されたわけですね。政府の方針として……です。それから、この法律が切れば、臨時措置法の政令によつて指定しておる、たとえばバナナであるとかパイカンであるとか腕時計であるとかスジコであるとか、そういう六品目というものは法律の根拠を失ふから、自然納付金の吸収ということがなくなる。やれなくなるということになるわけですね。ですから、この品目については政府の関税定率法改正案の中には、この法律の期限が切れたときから定率を引き上げるといふ措置が意図されておるわけですね。たとえばバナナについては、現行法二〇%を六月から五〇%に引き上げるとか、そういうことが出ておるのですから、ある程度臨時措置法との關連というものを配慮しておるといふことはわかれるわけですね。しかしそれ以外に、この臨時措置法と重大な關連のある、現在ジェットロに行なわせておるいわゆる雑豆とか外車の差益金吸収は、この臨時措置法が失効すると同時にジェットロが差益金吸

収を業務として行なうことができないものではないかということ、実は先日指摘したのですが、きょうこの点について大臣から明確なお答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 六月四日にこれが廃止される、これはもうはっきりしている。そして自由化されるまでの期間的な経過がございます。だから六月四日に廃止してすぐに自由化されるものと……大部分は自由化されない。そして十月か十一月の、次に自由化するときに取り上げるわけでございます。そうすると、その期間中はやはり外貨の割当をするわけですね。一つは税率を高くしておきますが、同時に外貨の割当もするということ、その話のつくものは、その間は外貨の割当等で差益の少ないような方向で指導していきなり、こういうことでもあります。もう一つ雑豆については、ただいま事務当局からお話を聞いていますと、これはガットの譲許品目になつておるようです。従ひまして、国内における雑豆関税率がきまりまして、相手国であるビルマ等が了承しないという簡単な理由でございます。これらの点、一つ補足して事務当局から説明させます。

○稲益政府委員 ただいまの雑豆の件でございますが、補足して御説明申し上げます。

ただいま通産大臣からお話ございましたように、特定税率では先般引き上げを行なつたわけですね。何分にもガットで譲許いたしておりました、これの交渉相手国はビルマでございます。昨年来私どもこのガットの交渉をやりたいということで申し入れはいた

しておるのですが、まだこの交渉が実を結ぶに至らない。従ひまして、ガットの交渉で従来の譲許いたしておりました低い税率を修正いたしまして、特定税率の線まで持つて参りませんと、国産のアズキでありますとか、そういうものの受ける打撃が大いというところで、従つて、自由化も困難であるという形になつておるわけでありまして、一方、非常に窮屈な割当を行ないますと、その間にどうしても従来のような差益が発生する。従ひまして、今後はできるだけ割当を徐々にふやしながら、そういう差益が縮小するという方向でやつていきたいというのが現在のところでありまして。

○芳賀委員 そこで、問題を分けてお尋ねしますが、臨時措置法に基づく六品目については、先般関税局長から、バナナについては十月から自由化した、それ以外のたとえばパイカン等については、明らかに十月ということはまだ断定しかねる、そういう答弁があつたわけですが、自由化の問題は通産省が中心ですから、この臨時措置法に指定された品目について、自由化の計画——われわれは自由化をみだりにすべきでない。しかも国際収支が逆調にあるような困難な中で、何も無理にスケジュールを進める必要がないではないか、そういう立場の上に立つておるのですが、しかし政府の立場から見た場合、この六品目についてはどういふ点をまず明らかにしていただきたい。

○山本説明員 特定物資臨時措置法に指定されております品目につきましては、自由化できますものはできるだけ自由化をするという方針によつて処理

をいたしておるわけでございます。たとえば腕時計でございますが、これはは昨年の十月に関税率の引き上げをいたしました。同時に、自由化をいたしました。そして特定物資臨時措置法の指定を取りやめいたしたわけでございます。それからスジコでございますが、スジコはことしの四月に自由化をするという予定にいたしております。それからバナナ、パイナップルでございますが、これは農林物資でございますが、通産省だけの立場からは最終的な御回答はできないのでございますが、パイナップルにつきましては、一応現在の自由化計画大綱におきましては、ことしの十月に自由化することを目途とすとしております。しかし先般米沖繩のパイナップル産業の特殊事情を考慮しなければいけないという意見がかなり強くなっておりますので、その辺をさらに検討した上で、場合によっては自由化をしばらく延ばすべきではないか、こういうふうな考えられます。しかしその点は、最近にも農林省から現地にパイナップルの調査に担当官が行っておりますので、その報告を待った上で最終決定を見ることになるかと思ひます。

また、バナナにつきましては特にパイナップルのような特殊事情はございません。現在のところは十月一日を目途として自由化を進めたいということになっております。

○芳賀委員

そこで、ジェットロの関係なんです、この臨時措置法が消滅してしまえば、ジェットロが現在やっております差益金の吸収ができなくなると思ふのですが、これは通産大臣は今後やれるという判断の上に立っておるのか、

○佐藤国務大臣

なかなか技術上の問題でございますし、信頼する山本君にかわってお答えさせていただきますので、お聞き取りをお願いしたいと思います。

○山本説明員

ジェットロの基本法であります日本貿易振興会法におきまして、ジェットロの設立の目的、その他事業が規定されておるわけでございます。ジェットロの目的をいたしましては、「わが国の貿易の振興に關する事業」という表現を使っておるのであります。一方において輸出の振興をはかることが非常に重要な任務でありますと同時に、広く解釈いたしますれば、秩序ある輸入をするということも、またその本来の目的からはずれていないというふうに考えられると思ひます。そういういたしまして、今回のジェットロ方式による差益の吸ひ上げは、精神的には特定物資臨時措置法が制定されました当時の基本的な考え方、さらにその当時国会において行なわれました附帯決議、そういう線に沿って行なつたものではございませんけれども、必ずしも法的に特定物資臨時措置法に基づいて行なつて行なう行為ではございませんので、必要があればジェットロがそれをいたすことは少なくとも法律的には何ら支障がない、こういうふうに考えております。

○芳賀委員

それでは臨時措置法がなくなつても、この日本貿易振興会法の目的に基づいて差益吸収はやれる、その

いう確信の上に立っておるのですか、

○山本説明員

法律的な解釈をいたしましては、ただいま申し上げましたような解釈をとつております。もちろん、実際にそれではどういうふうに行なうかという問題につきましては、国際収支の状況、あるいは国内産業に対する影響、それからさらにはガット、IMF等に対するいろいろな配慮も必要でございますので、その辺を勘案いたしまして、今申し上げたような方式を今後も続けるかどうかについては、十分検討の上で決定をいたすべきかと思ひます。

なお、御参考に申し上げますと、ただいま問題になっております大豆及び乗用車につきましては、今期の割当をただいまちやうど進行させておる途中でございます。これは特定物資臨時措置法も現にまだ有効でございますし、対外的にも特に問題はないと思ひます。次回の割当をいたします時期は秋あるいは秋以降になると思ひます。まだ若干の時間もございますので、その間に十分に関係各省とも打ち合わせをいたしまして、そのときの情勢に適した措置をとりたい、このように考えております。

○芳賀委員

この点は、たとえば大豆についてはジェットロで輸入発券のとき二〇%の納付金を徴収しておるわけですが、それから外車については車種ごとに百万徴収しておるものもあるし、二百万のものもあるし、最高は四百五十万徴収しておるものもあります。これは、外車の場合には国産車が十分競争に耐え得るということになれば、これは何も超過利益の吸収をしなくて

もいいかもしれぬが、ただ農業の部面においては、たとえば大豆等がガットの関係で現在関税の方では一〇%しか課税ができない。ジェットロの方で二〇%の徴収をして合せて三〇%ということになるが、この分が行なわれないということになると、これは相当国産の大豆に圧迫を来すということは回避できないわけですね。それでは関税を上げればいいのかということになると、やはり譲許の関係でそう簡単に一方的に上げるわけにはいかぬということになる。そうなることは非常に問題が生じてくると思ふわけですね。しかもこの大豆は、品目の中にはむしろ輸出振興の対象として今後奨励すべきものも入っているわけですね。だから、この取扱いが明確にならぬと、単純に、臨時措置法がなくなつてしまつた、今度はジェットロでもやれないというふうなことになる、この国産の農産物の保護措置というものが全くできがたいということになるわけですね。こういう点は政府としても好ましい形ではないと思ひます。だからわれわれとしては、自由化をやる場合においても、完全に国内の保護対策というものが確立して、しかる後に国際競争を行なうということであるれば、一応の道筋は立つて、そういう明らかなる施策というものが考えられないうちに単に自由化を進めるといふことは、これは危険があるというところでわれわれは主張しているわけですね。このジェットロの法律でやれるという場合には、第二十一条に業務の範囲というものは一号から八号まで掲げてありますが、一体このどの規定に基づいて差益金の吸収をやれる

か、こういう点も明らかにしてもらいたい。

○山本説明員

ジェットロ法の第二十一条の業務の範囲の規定がございます。その第八号に「前号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務」という項がございます。そういうたしまして、第一条の目的と申します規定はこのようになっております。第一条「日本貿易振興会は、わが国の貿易の振興に關する事業を総合的かつ効率的に実施することを目的とする。」きわめて広範な規定でございます。貿易の振興ということに關する事業ならば、法律的には相当広くできるようなつております。なお念を入れますために、この事業をいたすために振興会では特に通産大臣の認可を受けるという手続をとつております。その手続の根拠は同じく第二十一条の第二項に「振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通産大臣の認可を受けなければならない。」この規定によりまして、通産大臣の認可を受けてその業務を行なつてゐる次第でございます。

○佐藤国務大臣

ただいま芳賀さんの御意見を述べられました前段でございますが、その前段が実は大へん大事なことでございます。私も貿易自由化の主務官庁でありますけれども、国内農業に影響があり、また一部は良質の豆を輸出しておるということもありまして、その意味において農林省と十分緊密な連絡をとらなければいかぬと思ひます。農林省は関税を上げること

で国内を保護したいという強い意見を持つておられます。これが先ほど申すように、ビルマ側はなかなか了承しな

いという状況でございますから、最後に折衝の結果あるいは数量協定ということになりますか、どういふことになりますか、もう少し農林省の立場に立つて私どもがこれの扱い方をきめなければならぬ、かように思います。ジェトロの収入も大事であります。ジェトロの収入を上げるために大事な本末を転倒したような扱い方はしないつもりでございます。それは誤解のないように願いたいと思います。

○芳賀委員 それでは実力者と自他ともに許しておる佐藤通産大臣が、ジェトロ法に基づいて今後も差益金吸収をやる、こういうことを断定されたわけですね。山本さんを通じて……。やるならやれるとあなたからはつきり言っておいてもらわぬと……。

○佐藤通産大臣 ジェトロの関係法規でやれる、こういうことは考えております。けれども、基本的には、ただいま申し上げるように、国内の農業に非常に影響のある問題でございますから、その方と十分話し合つて、農林省は農林省の主張、同時に私どもはまたしろうとの立場において、国内産業保護という観点からも意見を述べるつもりでございますから、よく連携を緊密にして処理して参るつもりでございます。

○芳賀委員 それでは、やれるということになれば、今後これは何も雑豆、外車だけに限つたわけではないですね。ジェトロの目的を達成するために必要がある、あるいは外貨割当のもとにおいては関税だけでは十分の運営ができないというような輸入物資等については、随時にジェトロの法律に基づいて、特定の物資については必要があ

る場合にはジェトロの業務で差益金の吸収を行なうことができる、そういうことになるわけですね。これはいかがですか。こういう点は大臣からなるたけ言つてもらわぬと……。

○佐藤通産大臣 私が答へるのが質問者にも当然のことでございますが、過去の経験等もあるそうでございますので、その実例なども事務局からお答えさせます。

○山本説明員 特定物資の臨時措置法の精神を公平に適用しますためには、同じような条件の物資につきましては、できるだけ特定物資の法律に指定をするということが適当でございます。またその点につきましては、国会の方でも附帯決議をいただいたわけでありました。ただ中にはまたまた関税の關係でガットに譲許しておりますために、関税に類似の差益金制度を適用することがガットの規定に違反するので、はないかという疑問がございます。そして、そうした国際的な問題を避けるために、便宜にわゆるジェトロ方式を特定物資の法律には指定しないで実際上行なうことをやつて参つたわけでありました。過去におきましては雑豆、一般用の外車のほかに、万年筆とかシャーブ・ペンシル、安全かみそりの刃というようなごくごくまじりましたものでございますけれども、従来ほとんど輸入を認めておらなかったものに若干の輸入のワケを与えます場合に、一部の輸入業者が不当に利益を得ることは適当でない、こういう考えから、これらのものもまたほとんど全部関税率がガットの譲許品目になっておりますので、ジェトロで扱わしたことがござい

ます。しかしこれらの品目はその後輸入のワケを相当に拡大いたしましたして、あまり異常な差益金が出ないような状況になっておりますので、今後はこれらの物資については、いわゆるジェトロ方式を適用しないで、普通の割当方式をするという考えでおります。それからなおココア・パウダーにつきましても同じような例がございまして、前回一回雑豆と非常に似た方式をとつたのでございますけれども、これもその後ココア・パウダーの輸入が相当にふえまして、差益金の額が一ころに比べる

と非常に小さくなつておりますので、これもこの方式からははずすことにいたしております。

○芳賀委員 大体事情はわかったが、そこで、現在は外車についてはこれを積み立てて見本市船の建造を今やつていくわけですが、雑豆についてはジェトロが吸収した分を保管して、国庫に全部寄付するという形で納付しているわけですか。だからこれは取り扱い上不公平があると思ふのです。通産省が扱っている外車関係等については、年間八億も吸収しながら国庫には全然納めていません。目的は見本市船ですから、ジェトロの目的にかなうとしても、雑豆は年間一億足らずですが、これは全面的に国庫に寄付する。やはりこれは事情については大臣も知っておられるわけですね。たとえば国産の豆類等についても、非常に良質なものがある。ヨーロッパ等の市場に進出していても、国内価格よりも非常に安いわけですね。いわゆる輸出ということになるわけですね。そういう関係があるのに、また一方ビルマ等から品質はよくないが製せん等の材量にするには安くていいという

ことで、そういうものが入ってくるわけですね。ちよつと不合理な面があるが、しかし良質な日本の農産物が今後国際市場に進出するということは、やはり大いに奨励振興する必要があると思ふのです。そういう一助に、このジェトロで吸収した差益金等はその目的を明らかにして活用するということが非常に好ましいことだと思ふのです。何も大蔵省へ無条件で寄付しなればならぬことはいふのです。だから、この納付金の運営について、この際通産大臣は大蔵大臣とも相談をして、もう少し生きた使い方にした方がいいじゃないかと思ふのです。政府の自然増収が四千七百億もある、取り過ぎをやつておりながら、一億ぐらいの零細な差益金でも全部水田さんの方

に――これは国庫に納付するといふのですから寄付するのですが、どうか受け取つて下さいといふて寄付するような形は改善の余地があると思ふのです。これはいかがですか。

○佐藤通産大臣 この種の処置をきめたとときのいきさつがあるだろうと思ひます。私、その当時の事情がどうであつたか存じませんが、おそろしくこの種の利益は本来国に帰属させるのが一番適当だ、こういうことで寄付して、そして一面必要な支出は支出として出させる、こういうのが本筋だといふその原則に立つたものだろう、かように私は想像します。けれども、当時あるいははもとと違ふ理由があつたのかもわかりません。その辺事務局から答弁いたさせます。

○山本説明員 ジェトロの方式を採用いたします場合に、その一番の動機は、輸入の秩序を保持するということにございまして、実は差益をジェトロ

が使うとか使わぬとかいふところにはむしろ重点がなかつたわけでございます。ただ、そうした事務を最も公正にガラスばりに行なうのにはジェトロが一番いいのではないかと、このジェトロとしてはいわば若干迷惑な点もないではなかつたのでありますけれども、広い意味の輸入も含めた貿易の振興という観点から、ジェトロに取立てをしてもらふようなことになつたわけでありました。そうしますと、そこで上がりました差益は必要に応じて国庫に納めるし、ジェトロとしては必要な金は正式に予算として組んで財政支出を仰ぐ、こういうことが本筋でございまして、従来、そういう方式で雑豆、ココア・パウダー、万年筆等についてはその方式をとつて参つたわけでありました。御指摘の一般用外車の差益がジェトロから国庫にいかないで、直接巡視見本市協会の方に行つておる点でございまして、これは当時いろいろないきさつがございまして、こゝろなつたのであります。巡視見本市協会の事業そのものは、これは絶対にやらなければいけない事業であるといふことについては、意見の一致を見たのでありますけれども、その財源をどうするかといふことでいろいろ予算編成の交渉の過程におきまして、外車の輸入差益が出たら、それではそれに充てよう、しかしそちらの方から上がってくる寄付をあらかじめ予定して、これを国の収入の方へ上げるといふのは適当でないというようなことから、本件だけはいわばきわめて例外的な扱いになつた、これが従来のいきさつでございます。

は全体の角度からあらゆる関連産業も協力して、この際関税面においても相当の税の負担をしても、危機に当面しておる石炭産業の危機打開のためにこの際協力する、そういう態勢はとれたかと思うのです。この点について両大臣にお尋ねしておきたい。

○佐藤國務大臣　今あなたの御意見に

ありますように、エネルギー対策はやはり総合的に考えなければなりません。そこで石炭について五千五百万トン、千二百四万下げということを要請した。この予定したときの国際原油の価格というものは、一応の想定がございします。ところが最近非常に安くなったというので関税をかけるということになった。そして現実に出たものを基本税率に返したという今回処置をするわけであります。それが今の国内石炭産業にどういう影響を持つか、総合エネルギー対策としてどういう結果になるか、実は十分検討したつもりでございします。私がしばしば他の委員会で申し上げておりますように、総合エネルギー対策として見たときに、石炭なら石炭を合理化するといましても、安くする限度というものはもうきいているというような感じが強くなりました。そうすると、石炭も下げることでできないから、原油を高くしたら価格の面で均衡がとれる、こういう言い方をよくなきいますが、使用者の立場になつてくると、これは必ずしも利口な方法じゃない、安いものは安いいままで、また高いものは高くあるがままでこれを総合して使うところに妙味があるのじゃないか。問題はパーセンテージをどの程度にするかということでありまして。それは安い原油に全部切りかえる、こ

にさしていただきたいと思います。だから関税率は適正なところで上げないとまずい、こういう結論でございします。

○芳賀委員　時間が来たようですから、残余の御質問は保留して、あとでやります。

○小川委員長 横山利秋君。

○横山委員 通産大臣がおいでの間に一つお伺いをして、あとで大蔵大臣に関連していきますので、御意見をお伺いしたい。

この関税定率法の今回の第二回改正というものは、当面の問題としての処理であって、根本的な関税政策の方向を示唆しておるのではないことは言うまでもないことであります。私がこの際両大臣にお伺いをいたしたいのは、第一にE E Cの発展、アメリカの接近によって日本の産業に非常な影響がある。関税は逐次なくなっていく、為替の自由化が行なわれる、かきねが何もなくなるということによって、産業界にどういう影響をもたらすかということとなっております。それについて、佐藤さんは二月十五日の経団連の欧州共

同市場特別委員会で、こういうことをおっしゃいました。政府はこのような産業構造の再編成につれて生ずる混乱に対し、長期的視野に立つて強力な援護措置をとりたい。フランスが年間百五十億フランを産業転換に支出し、ケネディ大統領が一般教書で産業転換への助成補助を強調したのもこのためで、わが国も必要があれば産業転換のための特別資金措置を考える必要がある。これは新聞の抜粋ですから、あなたの真意がどこまで出ておるか知りませんけれども、少なくともこれを見た

○佐藤國務大臣　もちろん大蔵大臣と連携をとったり、あるいは企画庁長官と話し合ったりした問題ではございません。従いまして、それぞれの大臣で意見は違っておるものがあるかも知れませんが。ただ私が申し上げたいのは今のEECの問題でございます。EECが大へんな発展をしている、イギリスが接近し、加入する、あるいはアメリカもこれに接近する、これは私が御指摘するまでもなく、横山さんも御承知のように、EECはもちろん関税同盟からスタートしておるものでござい

ます。関税同盟からスタートしたEECが、もう域内の問題ではなくて、域外に對しては、高度経済成長の結果、別な表現をすれば自由化を非常に広範に行なつた結果は、もう関税同盟という立場から、それをさらに拡大していつて、自分たちとすれば、関税保護というものはあまり必要がなくなる、こういう観点に立つての活動を展開しようとしておるわけでありませう。それで日本がEECの経済に接近していく、こういう場合に、日本経済の実態を見ると、今よりやく自由化に取りかかり、この秋になつて九〇%自由化をする、しかもこの自由化は相当急テンポであるために、国内産業の立場から見ますと、いわゆる国際競争力の弱いものがあつて、こういう状況でございます。これを非常にかけ足で、そしてEEC諸国のような経済環境にまで持ち上げていく、そのためには幾つもの必要な施策があるわけだと思ひます。従ひまして、あるいはガットでいわゆる国際関税率は設けてあつても、日本の国内産業の実態等からみると、そのまま適用することは、弱い国内産業としては手をあげる、参る、こういうこともあります。ただ、そういう意味ではいわゆる国内産業の保護という立場に立つて関税をきめざるを得ない、あるいは保護という立場に立つてのウェーバーなり、その他の必要な措置をとらざるを得ない、こういうことでございませう。この実態は、それらの持つ国の経済力の相違からくるのでありませうが、EECに接近しようとする日本としては、今日のような関税のあり方はできるだけ短期間のうちに脱却して、そうして競争力に負けないように、そう

いう素地を作らなければならぬ、かゝるには思ひやうでございます。そういうことを考へてくると、産業界の方々も、非常に進んだ長期の見通しとは申しません、五年の先の先を考へると、今の国内産業のあり方についての改善方法とか、あるいは増強方策というものを必ず主張されるようになるだろう、そういう意味の産業転換資金というのか、これはどうしても必要になるのだ、これが私が指摘したいという点でございます。ただいま直ちに幾らの資金を用意しろとか、かように申しておるわけではございませんが、そういうような方向で資金調達を考へていくというのが望ましいのじゃないか。EECに接近するといふながらも、おくれたままに接近することは本来の目的を達するゆゑんではないだろう、これを指摘したつもりでございます。

○横山委員 もう一つだけ何つておきたいのですが、そういうしますと、外向きに対する防壁がなくなるから、風の吹き込んでくる中でからだを丈夫にする、丈夫にするためには政府も強力な援護措置をやるし、それに対する資金措置も考へなければならぬ、こんなお話のようでありませうが、その体質改善という点について、どういふ点をお考へなのか。たとえば、今までとつて参りました、やれ延べ払いだとか、やれ自己資本の充実だとか、あるいはまた系列化だとか——金利の面はなかなかうまくいかないかもしれぬけれども、そういう今までの段階における問題を強化するのか。あるいはまた大臣が少しお述べになりましたような産業の転換、つまり国際分業の線に沿う産

業の転換、つまり国際分業の線に沿う産業の転換なり、あるいは近ごろ世界ではやりの適正規模論に伴う企業の再編成、合同のような方向を考へておいでになるのか。あるいはまた、この間一つ案が出たのであります、私は政府の措置はまことになまぬい、やる気がないのだ、こゝろを言つておるのではありませんが、国産品の愛用について強力な措置をするとか、何か今までの構想をそのまま強化するとかいう雰囲気では、今あなたのおっしゃつたような構想とは合わない感じがするのであります。どういふことを考へるものであります。お差しつかえない範囲で、新しいものの考へがあればお聞かせいたしたい。

○佐藤國務大臣 どこまでも抽象的な議論でまことに恐縮でございますが、私は、このEECの発展あるいはアメリカのこれへの接近、あるいはこれを中心にしての世界経済の動向といふものを考へますと、日本は日本の立場においての今までのおくれを取り返す、そういう意味の高度成長はどうしても必要だろうと実は考へるわけでございます。この意味で、新しいものができるとか、あるいは産業自体の規模等に新しい構想を生み出すとか、こういうようなことがもちろん国内産業として考へられると思ひます。将来の問題として、日本が東南アジアにおいての一つの指導的立場をとるといふならば、やはり東南アジア諸地域に對してもそういう開発について協力方法といふもののおのずからあつてしるべきだろうと思ひます。これが一体、何かといふことは、なかなかむずかしいことだと思ひますが、財界人として、おそろく新しい体制、いわゆる国際経

済の変動期に對する体制を作りたい、そういう場合においてやはり産業資金といふものが必要だ、まあ資金にワクをつけなくともよいことである、あるいは、こういうことを特に銘打つことが資金の利用としても非常に重要なことじゃないか、かように私は考へます。

○横山委員 最後にもう一つ通産大臣に伺ひます。ここ数日來、政府部内で景気調整策が非常に議論されておるわけでありませう。いろいろお伺ひしたいことがあるのですけれども、あとで大蔵大臣にお伺ひするために特に通産省関係としてお伺ひしたいのは、景気調整策をやらなければ、引き締めを強化しなければならぬといふのは通産省としても同感なのか、もしそうであるとするならば、鉱工業生産の問題で経済見通しを下げるべきだといふ説が経済企画庁の中にあるのであります。また、これにあなたは御同感であるのか、また設備投資を抑制するといふ行政措置だけでこの景気調整策ができるとお考へなのか。端的な聞き方をして恐縮でございますが、一つ簡明にお答えいただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 なかなか簡明に答へにくい問題でございます。ことに横山さん事情よく御承知でございます。それから、簡明に申し上げて、あるいはその言葉じりなどを理解できないといつて御指摘を受けると困りますので、大へん申しわけないことでありますが、そういうことを前置きにいたしまして申し上げますが、とにかく昨年の景気に上つて、その動向なり、ことに国際収支のアンバランスという点から国際収支のバランスをとりたい、それが経済

成長からも一番望ましい姿だ、こういうことでどういふ処置がいいだろう、それは今までの景気の動きを見たときに、設備投資が非常に過大になつてゐる、あるいは自由化といふことで一そうそれに拍車をかけた、あるいは各企業が自分のシェアを取りたいといふような意味で過当あるいは二重投資という形になつてゐるのじゃないか、こういうような点にメスを入れるといふことで、まず設備投資の抑制をはかつたわけでございます。これはもう二回はどにわたつて計画変更等を要求してきただ。ところがなかなか行政指導だけではいかない。そこでいわゆる金融の面から強力な引き締め措置をとつて参りまして、ある程度効果が上がった、かように考へます。その効果が上がったと考へれば、どうしても鉱工業生産も横ばいまたは下降し、あるいは物価等も強含みが弱含みに変わる、あるいは国内消費の動向等についても変化が出るだろう、かように実は期待して、この引き締めの効果は、十一月あるいは十二月までが大体ピークだろうといふ見方を実はしてきただ。ところが一月の鉱工業生産は意外に三・八%増、二月も消費電力等から見ると、あまり生産の面に減退は見られないといふことで、まあ一月だけならばともかく、二月までもそういう状態が続くと、これはややわれわれの引き締めの効果を期待したことと違つてゐるのじゃないか。その違いがどういふ点に出てきたか、こゝろで見ますと、製品在庫がふえてきておる、ここにその一つの違いの点があるわけでありませう。また私どもが期待いたしました素原料の在庫数量も検討しておりますが、私どもは、

相当鉱工業生産が高い水準で推移すれば、ある程度食いつぶしをされて、輸入原料が減るのじゃないかと実は思っていたのが、これもどういふわけかあまり減るような数字が出てきてない。これは事実が把握しにくいと申しますが、在庫数量はなかなか把握しにくい、そういうところからきているのだと思いますが、そういうことでやや私どもの見込みとは時期的にずれがあるように思う。これがそのまま推移して、そうしてさしたる変動なしに進めば大へんけつこうでございますが、こういう形で進めば、おそらく国際収支はアンバランスになる、今までのような状況のもとに年度を終わることはなかなか困難だ、まあ心配すれば際限のないことではございますが、そういうような見方も一部立つわけでございす。そこで、やはりわれわれが想定したように、ピークというところを早く一つここに実現して、そうしてそれから予想するような生産の線あるいは消費の線、物価の線に持っていくことはできぬだろうか、これが各界に対して私どもがただいま注意を喚起しておるゆえんのものでございます。

今日、それでは製品在庫がどうなっているのかと申しますと、〇・五六でしたか五七でしたか、〇・五七月分くらいのものが製品在庫としてあるというところが言われておるのでございす。ところがこの数字は、これも製品在庫の品物にもよるわけでございまして、私が申すまでもないことでございす。夏向きのものがある程度製品在庫として蓄積されたからといって心配はないのでありますが、しかしおそらく、最近の金融引き締めとあわせて

考えてみると、製品在庫になるものはなかなか金融がつかないのではないのか。金融がつかなくなると、これは数量が多くなつてくると、非常な危険の様相がそこへ実現しはしないか、ここが一つの心配でございす。あるいはまた、品物によってはある程度価格が下落して安定した状態なら、これはけつこうな姿と言えぬものもあるわけでございますが、ただ安定せず下落の方向をたどるといいたしますと、その産業は非常な危険な状態で、繊維関係などにそういう一部の心配があるわけでございます。そうすると、この繊維関係などはすでに昨年来操短をしておりますが、今後もやはりその操短を続けていかざるを得ないということになる。この操短を続けるというふうな事態が各産業の面に幾つと出てくれば、なるほど鉱工業生産は下がってはいきまされども、その操短の悪影響というものもやはり対策として私どもがつかんでおかなければならない。だから景気も、当初予定したような状況で横ばいの期間あるいは下がる速度なり下がり方というものを一応想定しておけば、大体予定したように期間がわすかで、それを経過した後に上向きになる、そういうことになろうと思つてわけでございます。どうもそういう意味でやや心配すれば心配すべきような現象が出ておる、それをただいま各方面に對して注意しているというのが現状でございす。

○横山委員 時間がありません。それから、次に大蔵大臣にお伺いしたいのは、今の質問に続くわけでありまされども、通産大臣はそういう心配があるということ、どういふ手段でそ

れをやるかについてはあまり言及をされませんでした。端的にあなたにお伺いをいたしますが、単に設備投資の抑制措置だけで一体景気調整策が行ない得るかという点であります。もつと具體的に言えば、預金金利を引き上げて、長期金利を引き上げて、そうして財政支出を思い切つて繰り延べるといふような措置が何か具体的な方法がなくて、せつかく今まで抑えたやつがまた頭を持ち上げてくる。もう一べんちよつとというふうなことではいかぬのか、この点は大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○水田国務大臣 今、通産大臣も触れましたが、私は三月から四月以降へかけて生産は落ちると思つております。それで、在庫調整の段階にこれから入っていく時期が少しづつたが、これから本格的に入っていくというふうに見えております。生産が落ちないで製品在庫がふえているという現象ですが、これはいろいろ理由はあると思つて、やはり金融引き締め政策の影響も一つはあらうと思つて。材料を寝せておくよりも、操短とかあるいは生産を少し手かげんするということよりも、この際やはり作るだけ作つて、これを金融対策の一環にしようという傾向も業界に非常に多分に見られておるときでございすので、従つて、今のようない現象が出ておるのじゃないか、それが一つの原因じゃないかと想像しておりますが、もしそうだとしましたら、これは長続きするものではございせん、二月まではああいふ形でしたが、三月の、今月の統計が出ておりましたが、今月から四月へかけて、これは当然調整期

に入つていく段階だと見られますので、私は生産は落ちていくだろうと思ひます。

それから原材料の食いつぶしというふうなもの、一―三月の間に政府の見方は一億ドルぐらゐの食いつぶしがあるだろう、こういう見方でございしたが、これはそんなに実際には食いつぶしはなかつたのじゃないかと今思われる情勢でございすので、これもこの食つつぶしというものは少し先に余力が延びているというふうにも考えられます。設備投資につきましましては、機械受注の現状から見ますと、昨年の同期に比べて、もう三割以上大きく落ちておりますので、これは当然先行き――指標がそういうふうに出ております以上は、先に行つて見通しの落ちてくることは、方向としてはもう十分想像されます。一方輸出入の問題を見ますと、輸出もずっと信用状ベースでは順調に行く方向をとつておりますし、ことにそのうちでも対米輸出が非常にふえてきているという方向から見まして、最初の予想程度の輸出確保というものはできるのじゃないか。輸出についてはいろいろな奨励策、振興策を今とつておりますので、これと合せて、ある程度いくのじゃないかと、いうことをあわせて見ますと、従来の引き締め方針をここでゆるめないうで、この程度ですつと押えて、たすなをゆるめないうでいつたら私どもが見通しておつたような方向へ行くであらう。この三、四月月の動向を見てからいろいろ手を打つてもおそくはないのじゃないかと私も思つております。それともう一つは、去年設備投資の吟味そのほかは実際は六月から政府が始めたわけですが、これは少し手おく

れの感がございまして、ことは二カ月前ぐらゐ繰り上げて、もう四月に入つたら早々今年度の設備投資についてのいろいろな計画の検討をしようといふに今各省間で相談しておりますので、実はこの作業も四月へ入つてから私どもはやはりと考へております。その時期になると、経済動向というものももう少し今よりはつきりしてくると思ひますので、今の見通しを變更したり、施策を特にどうこうするということとは、三月から四月へかけた動向を見てからきめてもおそくない、今程度のことをずつと継続しておれば大体それでいいのじゃないか、政府の予想をした方向へ必ず、少し時期はずれてもくるのではないか、かように私は考へておりますので、この点は、今こゝでいろいろな対策のやり直しとか、新しい強力な措置というふうなことをまだ考へなくてもいいのじゃないか、私自身は今そういう気持でおります。

○横山委員 通産大臣は結論は下しておりましたが、それからあなたの情勢の認識と、それからあなたの情勢の認識とはやはり違ふようでありまされども、きよりの日本経済新聞によれば、「経済企画庁は最近の生産の高水準、製品在庫の増勢などの面から景気調整の進行が遅れていることを重視」して、藤山長官は企業の強気観が問題だと指摘しているが、

政府部内にもこれを抑えるため三十七年度予算、財政投融資計画の支出の繰り延べ、金融引き締めおよび投資抑制措置の徹底化のほか場合によっては公定歩合の再引き上げも必要になってくるとの意見もでてくる。特に藤山長官は年初来、内需抑制のため預金金利の引き上げを主張している。これはもちろん藤山長官が公式の場面で言ったのではなく、時に触れ、おりに触れて言った話が集約されて本日の新聞に載っているのではありません。一言片句をとらえるわけにいきませんけれども、全体を通じて見る見方としては、大蔵大臣としてのあなたと経済企画庁長官の御意見とは相当懸隔があると私は思うのです。今私がどちらがよいかと言うよりも、あなたの、何と申しますか、現状における政策を持続しておけば自然に三月から四月にかけて何とかなって行くという、その樂觀説の根拠を、もう少し承りたいのであります。私は実はそう思っていないのであります。それはさておくといいたしましても、あまりにも両大臣とあなたの見解に違いがあるようです。それじゃあなたの現状を持続するということは、特に新たな政策をこの際行なわない、設備投資の抑制をしたところで効果が出てくるからいいのだ、あるいは生産と在庫の関係についても心配をすることはないというような意味か。どういう根拠から言われているのか、それをもう一ぺんあなたにお伺いしたい。

○水田国務大臣 私は、打つ手はけっこう打っておる、一応打つ手は筋に乗っておると思っております。私どもは、下半期へいって国際収支を回復させる、収支の均衡を回復させるという目的で当初描いた経済の動きの見通しというものと、今の動きとの食い違いがございますが、私は、その本質的な食い違いはないというふうに見ております。一時国際収支の均衡が早くくるのじゃないかという見方まで出ました。私どももあるいはそうじゃないかという考えを持ちましたが、これが早く来過ぎるというふうなことは、また三十七年度の下半期との続き工合から考えますと、下半期の均衡というもののつながりを見ますと、その方がどうも好ましい姿ではないように私は思っています。経済はやはり大きな変化がなくてならぬに基礎がためをしなから変わっていくことの方が、国民生活に影響を与えないことでございますから望ましい。そういう点から見まして、方向がその方向へ行っておるという限りは、時期が若干ずれていくというふうなことは、考えようによつてはこれは大きな変化がなくて一つの方向へ進んでいくということも思われまします。目的の国際収支の均衡というものは、これはでききりもないという傾向が出てきましたら、これについては、これは本質的な問題でございますから、私どもはさらに次の政府の措置というものを考えなければなりません。この暮れから考えておりまして見通しの方向は若干おくれても、今その方向を歩んでいるというとはいえないような経済指標からはつきりしておりますので、ここで特に特別な考えはなくして、三、四月の推移を見送って、そうしてこの実情をよく見ながらわれわれは対策を考えていくという態度でいいんじやないかというのが私の考え方でございます。

○横山委員 それでは端的に申しまして、預金金利の引き上げ、長期金利の問題、それから公定歩合の操作ということはないお考えと拝承してよろしいですか。

○水田国務大臣 ですからまだこの三、四月の推移を見てもいいことにして、今私どもの一応考えておいた方向をたどっておるのでございますから、別にそういうことをここでやらなければならぬという必要に迫られていない段階ではないと私は思っています。

○横山委員 私は特に藤山さんとあなたの見解、情勢認識の見解について、ずいぶん違いがあるような気がいたすのであります。それらの点について、経済閣僚で意見の調整をなさるといってお考えはありますか。

○水田国務大臣 そういう問題が問題になれば、政府部内でも当然検討すべきだろうと思ひますが、まだ政府部内で正式にそういう問題は現在問題になっておりません。預金金利の問題ですが、これは私の私見かもしれませんが、日本経済をもう少し長期的に見なければならぬ、関税政策の問題にしても、私どもは今一つの矛盾にぶつかっておりまして、自由化は急がなければならぬ、急ぐためには一時国内産業の保護的な措置はここでとらざるを得ない。この措置をとらなければ、日本がここで急速な自由化ができないという事情にございます。と同時に、この自由化を終えた後に日本経済が迫られている問題は、もう一步の関税引き下げ、こういう形で世界経済に溶け込むというのを考えなければ日本産業

は立たないという、もう先が見えておるときに、どうして日本の産業の体質を変えて、そうして国際競争力を増すかという長期的な考えを持ってみますと、そのときに必ず問題になるのは、日本の金利水準の世界的な高さということが問題にならうと思ひます。私どもはその先を見通して、その時期がよかつたか悪かつたかは別として、いつかは日本の金利水準を下げるという仕事をやっておかなければならぬ。日本の金利水準といひましても、問題は資本蓄積の少ない日本は昔から預金金利を高くする。預金金利でつて、国民の貯蓄を促してきたというのが、日本としては資本蓄積のやむを得ない方法だったろうと思ひます。このことが日本の金利水準を高くしている一番大きな原因でございます。ですから国民は金利につられなくて、資本蓄積というものがどういふ意味を持つたかという別の観点から国民に貯蓄をしてもらうという奨励方法を、ほかの観点からとつて、金利でつてという仕事をここで安易にこの時期にやってしまったら、将来日本が低関税政策をもつて本格的な対外競争をしなければならぬという時期に、これは大きな障害になるのだというふうなことではいけないので、一時は預金金利を下げたことによって郵便貯金にしましても、預金の停滞があつたかもしれないが、落ちついてきまして、もう暮れごろから金利とは無関係に国民の貯蓄は現に始まつておる。せっかくここまで持ってきたときでございまして、私は一時的な食し出しの金利の調整ということは経済調整策に關して当然とらるべき問題でございまして、せつかくこまできて、国民も約一年の訓練で、そういう方向へ向かつてきて、貯蓄も金利にこだわらずにふえてきたというときに、ここで安易な考えを持つて一時的な経済調整のために預金金利をここで日本が上げるべき時期であるかどうかという点については、私は長期的な観点から真剣に考えるべき問題だと思ひておりますので、この点は十分検討はしておりますが、その簡単な問題では私はないと思ひております。

○横山委員 きわめて強氣な御意見を拝聴いたしました。私もその長期的な金利政策についてあなたと見解を異にするものではないのであります。むしろあなたの方から、金利政策については、長期的なことと短期的なことを區別して社会党としても考えてもらいたいというふうなお話をいつも承つておつたのですから、今お伺ひしたのは、長期的な見解だと私は思うのであります。短期的に見て今の景氣調整その他から言ひましても、預金金利を引き上げるとか何とかという具体的な措置が必要ではないか、こういう点で私は申し上げておるのであります。ずっと例証をしました問題点も、今の景氣調整策について、長期的な展望があるがゆえに、短期的な景氣調整策をとる必要がないというふうにあなたが口をきわめておっしゃるのはいささか私はいかがなものかと思ひるのであります。あなたもおっしゃる通りに、昨年の暮れから本年にかけての見通しは、実はその後の経過から見ると間違つておつた。見通しを誤つたのだ。誤つたからもう一ぺん景氣調整策というものが必要ではないかという

ふりに、オーソドックスに今考えられておるのだけれども、それを大蔵大臣としては、長期的な展望をたててとつてやる必要はない、このままにしばらくやらしてもらいたいというふうにおつしやることについては、いささか私は、あなたのお仕事上やむを得ないかもしれないけれども、一抹の危惧なしとは思っているのです。今政府部内で、そういう相談がないから私は相談をいたしませんとおつしやっておられるけれども、経済企画庁長官も通産大臣も、片一方は強く、片一方はそれを暗に示唆しておるのであります。私どもは、この衆議院で予算が通過いたしましたときに、私どものものの考え方を今回ははつきりさせたのであります。左から右といくつただけではないか。経済政策を少し考え直してもしなければいけません。このように事柄になってます。私どもは自信を深めておるわけでありまして、それは別として、重ねて申し上げますけれども、短期的なことをやる必要はない、この際経済企画庁長官が、あるいは通産大臣が、どんなことを言っておろうとしばらく様子を見てくれ、こういうことで大蔵大臣としては押し通しなさるおつもりでありますか、くどいようであります。あらためてお伺いいたします。

○水田国務大臣 必要はないというよりなふりに言つたのはごさいませんで、そういう事情でありますから、預金金利の引き上げというようなものは、もつと慎重に検討すべき問題だと考へておるわけでごさいまして、私

は、今の段階ではその通りに信じております。経済というものは、中小企業も大企業も実際においてつながっている問題でございまして。私どもは、今の金融政策をとり、金利による経済調整政策というものとつておりますが、日本の中小企業の置かれてる地位、そういうようなものを考慮しまして、この金利をもつて経済を調整するという政策は、現在のところ中小企業には及ばしてありません。大企業への一般銀行からの貸付は、貸付金利を上げておりますが、中小企業については、金利は上げないという方針で二回もこの方針をとつておりますので、そこらについては、これは政策として見ましたら、いろいろむずかしいアンバランスの問題が出ておると私は実際には考へていますが、これはやはりやむを得ない政策であつて、こういう形で引き締め政策をやらざるを得ない、またそれをするにやむを得ない、現にいろいろな効果が出ておりますが、この不均衡をまたそのまゝの形で一方の金融引き締めをやるかどうかにしても、技術的にはいろいろむずかしい問題がございまして、今程度の、弊害ないところの、中小企業に対する大きい影響ない形の引き締めで、しかもこの引き締めを堅持していくというものは、しよせん設備投資を急速に抑えようという目的から出ているわけでごさいますから、その目的に合った金融引き締め政策としては、今程度のものがやはり妥当ではないかというふうに考へておりますので、一、二カ月の見通しの若干の指数のズレがあつたからといって、これを急に変更するということもなか

なか考へものだらうという気持でおります。

○横山委員 時間があまりないそうでありますから、私は大蔵大臣に一つこの点については要望しておきたいと思ふのであります。

私ども大蔵委員としてそれぞれ見解を持つておるのでありますけれども、しかし、超党派的に、今日金融再引き締めの声が出てきたことについては、非常な関心を持つておるのであります。関心を持つておる私どもにとりまして、主管大臣であります大蔵大臣と他の経済大臣との意見が相当違うということについては、これは非常に遺憾の意を表示せざるを得ないのであります。できるならば、すみやかに経済関係閣僚会議を開いていただいて、そうして統一した見解をもつて臨まれるように願ひたいと思ふのであります。もちろん私どもとしては、大蔵大臣の言明を一応オーソドックスなものとして金融政策を議論するわけでありまして、閣僚の中において経済を論ずる人々が、それぞれ違つた見解を持つて、ある者は強く、ある者は現状通り、ある者は結論を下さないというふうなことで、国会でそれぞれ御答弁をなさるといふことがありましたので、私は、私どもとしても、単に大蔵委員会自体の問題だけではなくて発展せざるを得ないのであります。時間がありませんが、ぜひこれはすみやかな意見調整をはかつていただきたいと私は要望したのであります。

衆議院の本案議を、商法の一部改正が通過するはずであります。私非常にうろんな話であります。その内容の中で、税法に重要な関係があります。とを、きょう初めて知りまして、大臣は一体御存じであるかどうか、大臣が御存じでなければ、きょうでなくてけつこうでありますから、部下にべんただしておいていただきたい。それは商法の一部改正でこういう項目があるのです。二百八十五条ノ三の規定で、固定資産の評価については現行法の解釈に疑義があるから、この法律案で体系の理論を実際に合致して、「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ」こまではないのです。『毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス』つまり会社が毎期決算期に相当の減価償却をしなければならぬことに規定したことなのであります。相当の減価償却と法律に書いてあるものであります。相当というのはい体どういふことなのかはつきりいたしません。私が伺ひたいのは、税法に償却の制度、耐用年数の制度がございまして、これは税法だけに適用がされておつて、会社がそれによつて減価償却をしなければならぬという制限規定はないのであります。しかし今回の商法の改正によつて、必ず決算期には減価償却をし、ただしその価額は相当だということから、株主総会においてそれこそ相当の紛糾が起る。こういふような税法——私はいつも言つていふのであります。税法優先主義、税法だけはきんきんと書いてある、それが商法や民法と何らの関係がない。一体こういう相当の減価

償却をしなければならぬと固く商法に規定したことについて、大蔵省はどういう交渉をしたのか、大蔵省は知らぬ顔をしておつたのか、交渉して、なおかつ商法に相当の減価償却を必ずしろといったことを大蔵省として認めたのか。私どもがよく言うように、税法ばかりが先行して、商法、民法がちつとも税法とマツチしてないとかねて言つておつたにかかわらず、こういうようなことを一体きめるというのはいかがなものか、きめるにしても相当の減価償却をしろとは何事であるか。明らかに株主総会で、今後利権屋や何か減価償却をなせしないのだ、しました、相当していいではないかという紛糾した事態になる、またその多寡、その他について裁判されたにもなると思ふのであります。これは今後の非常に大きな問題だと思ふのであります。大臣は御存じなのかどうか。もし御存じなければ、大臣から関係のところ、それから関係の各省についてだめ押しをべんしていただきたい、いかがでありますか。

○水田国務大臣 正確を期しますために、この問題はあとからお答えすることにしまして、大蔵省は十分知つておる。次官会議のあとで、この商法のこういう問題についても、一応大蔵省としては検討の結果、問題ないというところで賛成したいと思つてございまして、あとから詳しくいきさつを御報告いたします。

○横山委員 大臣が御存じなくて、しかも問題がないというのには、もちろん正確を期するためからでけつこうでございまして、気にかかるところであります。何かお差しつかえがあるのです

か。問題がないというのは、どういふ
雰囲気であつたかお聞きしたい。

○水田国務大臣 法案が出るときは、
出す法案については各省別に一応全部
検討して閣議に出すわけですから、全
部知つておりました。そのときこの問
題に關する大蔵省側の意見をいろいろ
説明されましたが、そのときに、結論
として一応問題ないから、これは省と
しては賛成する、そこだけ覚えていま
して、その前の具体的な説明は私は詳
しく記憶しておりませんから、あとか
ら御説明いたします。

○横山委員 わかりました。気にかか
りますから、あとで一つお願いいたし
ます。

次にまん中にはさんで恐縮でござい
ますが、エカフェの総会が日本で開か
れまして、結論的に言えば、先般予算
委員会が大臣がおつしやつたような雰
囲気のようにあります。しかし、日
本としてこれからの後進国の援助につ
いて、冒頭私が申しましたように、と
にかく逐次関税がなくなつて為替制限
がなくなつていく。今後の貿易政策に
ついては相当白紙の態度で根本的に再
検討しなければならぬと思うのであり
ますが、その中で、特に後進国の援助
について、私は政府の態度がまだまだ
きわめて不明瞭だと思ふ。今まで岸内
閣以来、大東亜共栄圏の二の舞のよう
なもの言ひ方、日本の技術、アメリ
カの金、現地の材料及び労働力という
ような考え方は、幾たびも幾たびも失
敗したわけでありましたが、これからの
東南アジアの問題についてどうしたつ
て金の問題が先行すると思ふのでござ
います。対等の経済的な貿易関係とい
うものは東南アジアでは行なわれ得な

い。長期にわたつてやらなければなら
ないのでありますが、エカフェを通じ
て見て、大蔵大臣として今後の東南ア
ジアにおける経済協力のあり方につい
てお考えがあつたらばお伺いします。

○水田国務大臣 今度のエカフェ総会
においては、御承知のように、第一次
産品の価格の安定とか、あるいは域内
経済協力のよきな問題についていろい
ろ意見が出たことを聞いております。
私もこれは今後の問題として、慎
重にこの問題は検討したいと思つてお
りますが、御承知のように、今日本は
東南アジアに対しては相当の経済協力
をやつております。賠償は、これは経
済協力とは違ひますが、賠償を通じて
その国の経済に日本が寄手しておるこ
とも非常に大ききうございまして、各
国との関係もこれによつて非常によく
なつておるといふ事実もございます。
また賠償に伴つた経済協力も、ビ
ルマが割合に進んでおりませんが、そ
のほかの国とは賠償に伴う経済協力は
進んでおりますし、無償の技術協力、
経済協力も順調にいておりますし、
それから延べ払いワクの設定とか、あ
るいは直接借款、政府間の協定による
借款といふいろいろの形を通じてアジア地
域に対する協力は金額も相当になつて
おり、効果も相当おさめております
が、まだまだ約束して未済の額が非常
に多いといふときでございまして、
結局はこの経済協力の効果と国の財政
力といふ問題を考えることが一つと、
そして今度は受け入れの各国の事情を
考へて、各国が喜んで受け入れられる
ようなものへの協力をしなければなら
ませんし、技術協力というよきなこと
を各国とも望んでおりますし、日本と

しても一番やりいい形でございしますの
で、技術協力という点はずっとこれを
伸ばさなければならぬと思ひますし、
それに伴つて資金の伴う協力も、まだ
未済額が非常に多いときでございま
すから、約束したものの責任を果たし
ていくといふことにもう一段これは速度
を早めてやらなければならぬ問題だと
思つています。そういう問題、一連の
問題を考へまして、これから具体的に
いろいろなことを考へなければならぬ
と思つております。私も東南アジ
アへの日本の協力がまだ十分でない
といふような批評を聞きますが、實際面
で今までの約束ができてこれから日本
でやるといふたものを全部集計してみ
ても、日本の財政力から見たら相当
大きいものになつておりますので、
これを完全にやるためには日本の蓄積
資本だけでやるといふことの無理も出
てきますので、やはり必要な外資の導
入といふ政策とからんで、それと国内
の力を合わせた中から東南アジアへの
援助余力をどんどん出していくといふ
ような構想で対処しなければならぬと
いふよきな根本問題もまだ控えてい
るわけでございますから、これは今後
じっくりと私どもはやりたいと考へて
おります。

○横山委員 本会議の時間だそうでござ
いますから、これで私の質問を一応
終わつておきます。

○小川委員長 連合審査会開会の件に
ついでお諮りいたします。
ただいま本委員会において審査中の
関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部
を改正する法律案について、農林水産
委員会から連合審査会開会の申し入れ

があります。これを受諾し、連合審査
会を開会するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○小川委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さよう決しました。

なお、連合審査会は本日午後三時よ
り開会することにいたしますから御了
承下さい。

午後一時五十分休憩
午後一時五十六分休憩

午後二時四十五分開議

○鴨田委員長代理 休憩前に引き続き
大蔵委員会を再開いたします。

委員長の名指によりまして、私が委
員長の職務を行なうたいと思ひます。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一
部を改正する法律案、及び公共企業体
職員等共済組合法の一部を改正する法
律案の両案を一括して議題といたしま
す。

質疑の通告があります。これを許し
ます。藤原豊次郎君。

○藤原(豊)委員 私は、関稅定率法の
第二十一条の一項の三号についてお伺
いたします。この問題は三十四年の
ときにも参議院の大蔵委員会問題に
なつておりますし、三十五年には私ど
もの堀委員が質問しております。三十
六年には同じく私どもの方の安井委員
が質問しておりますので、答へる方は
ベテランでしょうから、簡単にお答へ
ができると思ひます。ただ問題は、二
十一条の第一項の三号が憲法違反かど
うかという、合憲か違憲かといふこと
で重大な問題でございしますので、重ね
てお聞きしたいと思ひます。
その前に、私実は関稅のことは何つ
たことございせんので、一応関稅

のことについてちょっと聞きたいと思
ひます。

関稅定率法の第二十一条の一項は一
号、二号、三号、四号に分かれていま
すが、その分かれてゐるところの検査
をする職員は一体どれくらいおられる
か、その職員の数をお聞きしたい。一
号の職員、二号の職員、三号の職員
と、職員別に分けて聞きたい。それか
ら同時に、たとえば第一号に關する検
査の職員が、第一号が非常に忙しいと
きは二号、三号を検査してゐるよう
な人たちがそれに協力してやるといふ
人事の交流があるかどうか、それから
三号に入りますと、三号にはいろいろ
な項目がございしますが、その三号の職
員は別々になつてゐるのか、それを
ちよつとお聞きしたい。

○稻益政府委員 お尋ねの第二十一条第
一項は一号から四号までございします
が、税關当局として審査をいたし
ます際には、この一号、二号、三号、
四号といふものをそれぞれ区別して職
員に専断させておるといふことはござ
いせん。総じて密輸取り締まりと申
しますか、一般的な関稅法の六十七条
による輸入貨物の検査といふことに従
事いたしております職員の中で、特に
第二十一条関係で問題が起りますのが
一項第三号の「公安又は風俗を害すべ
き書籍、図画、彫刻物その他の物品」こ
の該當のものが比較的多いわけござ
います。第二号の貨幣、偽造貨幣、そ
ういつたもの、それから第四号の特許
権の問題、これはほとんどめつたに起
こらない問題であります。それから第
一号のあへんその他のいわゆる麻薬類
であります。これは間々起つてお
ります。これは一般的な密輸の取り締

まりの職員が従事いたしております。

ただ第三号につきましては、事案の性質からいましてかなり慎重な検査を必要とするということで、現在のところたとえ東京税関が主でありますので東京税関で申し上げますと、東京の場合には図書調査課であります。それから横浜の場合には図書調査室というところで、人員を申し上げますと、東京の場合には約十名の職員がこれに主として従事いたしております。横浜の場合は約二名の職員が従事しております。大体入って参りますのが、航空機によるものが多いいった関係で、東京が大体中心になっておるようなわけであります。

○藤原(豊)委員 そうしますと、特殊な人は別として、十名の人は全部第三号の方に、検査あるいは検閲のために携わるという結論が出てきますが、そこで重ねて伺いしておきます。そうしますと、その第三号の中にはずいぶん問題が分かれて、書籍、図画、彫刻物あるいはその他の物品となつていますが、この十名の人はどういうふうに分かれておるのですか。図書に何名とか、あるいは彫刻検査に何名とか、その他のものに何名とか、そういう分け方になつておるのですか。

○稲益政府委員 別に、この三号を担当いたします職員の中では、図書とかそれ以外のものとかがということの分担はきめておりません。その職員が随時そういうものについての検査に当たつておる、こういうことになつております。

〔鴨田委員長代理退席、委員長着席〕

○藤原(豊)委員 そうしますと、十名の人が全部当たつておるということになります。その中で一つ伺つておきたいのは、一体一年間に書籍はどれくらい入つて参りますか。書籍の数量と、そして大体書籍が何ページくらいのものだということがわかりますから、ページ数にすればどれくらいになるか。書籍が何冊で、それがページ全体になると何万ページになるか、そういうことを、概算でよろこざいますから……。

○稲益政府委員 輸入されます一般の書籍の数量は、ちよつとここで算定が——私の方の資料がございせんが、私どもの方で、検査の結果、いわゆる二十一条該当であるということとやりましたものの実績を見ますと、昭和三十六年でありまして、東京税関で雑誌類では、件数で四十四件、冊数で百七十冊、横浜の場合は件数で三十二件、冊数で百七十八冊ということになつております。

○藤原(豊)委員 これは雑誌類だけですか。

○稲益政府委員 雑誌類でございす。

○藤原(豊)委員 ほかの、いわゆる書籍といふものは入つていませんか。今日本に入つてくるのは雑誌だけで、書籍は一切入りませんか。

○稲益政府委員 雑誌といふゆる書籍とはちよつとあれでございす。大体ほとんども雑誌でございす。

○藤原(豊)委員 そうすると、これはいずれ外国から入つてくるのですから、日本語じゃないので、書籍をこの十名の人が全部読めますか。つまり自由に外国語をそれぞれ駆使できますか。

か。世界各国から雑誌が入つてくるでしょうが、十名の人が、その語学全部に通じているかどうか。

○稲益政府委員 各国語のものが参りますが、大体語学ことに、英語、ドイツ語、フランス語といったことで分擔はいたしております。ただ該当しますものは、いわゆる雑誌類の中の記述されておる記事というよりも写真がほとんどなんです。問題になりますのはその写真でございすので、それほど語学の力は必要としません。ただ、一応語学による分擔はきめております。

○藤原(豊)委員 そこでも一つお伺いしておきたいのは、この雑誌は全部お読みになるのか、中の絵だけを見られるのが中心なのか、それとも全部読まないで、ある特定のものを抽出して読まれるのか、あつたことに関係します。それをちよつと聞いておきたい。

○稲益政府委員 輸入されます雑誌を全部読むというわけには、人手の関係で申しますか能力からもできませんので、従来の経験に徴しまして、一応二十一条該当の疑いがあると思われるものにつきます。できるだけ詳細に内容を検討するということをやつております。

○藤原(豊)委員 もう一つ、今度は、その他のものといふのがございす。その他のものの物品といふのを解説してもいい。その他には何が入つておるか。

○稲益政府委員 この三号の中のその他は、ほとんどフィルム関係であります。

○藤原(豊)委員 そうすると映画はその他のものであつて、映画なんという

のは、その他について聞かないと出てこないわけですね。それでもいいんですけれども、その他の中の映画は、一年に何本くらい入りまして、それは全部見ておられますか、それとも、図書と同じように、抽出的に見られますか、その点を……。

○稲益政府委員 映画の関係は、一応全部検査をいたしております。

○藤原(豊)委員 一年にどれくらい入りますか、三十六年度でけっこうです。数量を……。

○稲益政府委員 手元に持ち合はしてあります。資料が実は若干古いのでございす。御参考のために申し上げます。これはほとんど東京税関でございす。輸入映画フィルムを検査いたしましたが、件数が、三十四年度で総数二千九百三十七件であります。これを大まかに分けますと、いわゆる長編の劇映画が七百六本、短編の劇映画が三百四十一本、いわゆるニュース映画が千四百八十一、それからテレビ関係のフィルムがございす。これが百九十二件、その他が二百七十七件、大体そういうことになつております。

○藤原(豊)委員 三十六年度のがわかりませんが、大体でよろしゅうございすか……。

○稲益政府委員 まだとつておりません。

○藤原(豊)委員 三十五年度はどうですか。

○稲益政府委員 三十五年も、ただいまここに資料の手持ちがございせんので……。

○藤原(豊)委員 それから、ついでにお伺いしたいことは、三十六年度でけっこうですが、三十六年度の映画を検

閲せられまして、その中の何本が、大体カットせられたというのか、積み戻されたというのか、その数がわかりませんか。

○稲益政府委員 三十六年度では、一応異議の申し立てが全部出ております。これをいわれる輸入映画等審議会が御審議をいただいたわけでありす。それで申し上げますと、三十六年度に該当いたしましたものが五件ほどあります。

○藤原(豊)委員 そうすると、昨年は映画をカットせられたが、向こうへ積み戻しというか返されたのは全然ございせんか。

○稲益政府委員 ただいまの五件が私どもの方で該当の部分があるということとで一部の削除をお願いした件でございす。

○藤原(豊)委員 それは審議会にかけないで、あなたの方で公共の福祉にやないという理由で業者の方に言われたわけですか。

○稲益政府委員 税関の方から二十一条第一項三号該当の疑いがあるという通知をいたしまして、ただいま申し上げましたものはすべて異議の申し立てがなされて、これを輸入映画等審議会に諮りまして、その御答申をいただいて処置をした、こういうことになつております。

○藤原(豊)委員 そして処置せられて、それからカットせられたのはその五件の中には全然ありませんか。

○稲益政府委員 それぞれカットの部分の多い少ないはございす。いづれもわずかずカットいたしております。

○藤原(豊)委員 それはどういふ理由でカットされたのでしょうか。

○**稻益政府委員** 昨年の五件について見ますと、大部分が残虐ということとでございいます。問題になりましたのは、御承知かと存じますが、「夜と霧」でありますとか、あるいは「ニュールンベルグ裁判」でありますとか、「独裁者」でありますとか、大部分が残虐な場面の削除をお願いしておる、こういうふうでございます。

○藤原(豊)委員 カットする理由に公安を害するとか風俗を害するとかい入っているのがある、残虐という項はこれまでも入っていないのですが、いつからこの残虐という項目が入りましたか。

○稻益政府委員 風俗を害するといふ中に当然含まれます。

○藤原(豊)委員　風俗を害するの中に残虐が入るというお話だと、ここでちよつと公安を害する、風俗を害するということに対する見解を伺っておきたいのです。公安を害する、風俗を害するということは、法律の条文でいうと、どの条項に該当するのでしょ

○山内(一夫)政府委員 公安という言葉はいろいろなとれるのでございますけれども、私どもの方で理解しております点は、やはり日本国憲法の民主主義体制というものがありまして、そういった国会、議会を中心とする民主主義の体制が暴力的な方法で否定されることを非常にっており、そのかすということを内容とするものを公安を害するという言葉で日本国憲法下の関税定率法としては誹むべきではないか、かように考えております。風俗の方は、人間の社会生活におきますところの

当然尊重されなければならない人倫としての感情を中心とした考え方だろうというふうに私は考えております。

○藤原（豊）委員　山内さんは大へん法律に明るいですから、私もいろいろとではわからないのでお伺いしますが、もしこれを刑法の条項に当てますと、どの条項に当たるのですか。

きたいのですが、審議会のメンバーは
何人くらいで、そして一カ年に何回く
らい審議会を開いていращやるので
すか。メンバーと、一年に何回くらい
開いていращやるか、それから出席
人員はどうなのか、出席人員は過半数
でしょうから、何名いつも出ていられ
るか、それからいつでもきまつて出ら

○山内（一夫）政府委員 藤原先生御承知のように、わいせつの方は刑法の百七十五条でしたか六条でしたかに規定があるわけであります。わいせつ性がある風俗を害するということになるのはお認めいただけると思うのです。残虐については、現在国内法としての表現については罰則の規定はございません。

○藤原（豊）委員 公安についてはどの条項によりますか。

れない人は何人くらいありますか、もしいつでもきまって出られない人がおりましたら、教えていただきたい。

○**稻金政府委員** 最初に審議会の委員の方のお名前を申し上げます。五十音順で申し上げますが、作家の阿川弘之さん、放送協会の会長の阿部真之助さん、作家の有吉佐和子さん、慶応大学の教授をしておられます池田潔さん、日本映画連合会の事務局長をしておら

○山内（一夫）政府委員 公安については、現在の破防法が国内法としてはあると、かように私は思っております。

○藤原（豊）委員 そうすると、公安の点で破防法にかかるといふものはこれまで入りましたか、入りませんか。これまで入った映画に破防法にかかるといふものはあったですか、なかったで

れます。池田義信さん、小石川高校の校長をしておられます落合矯一さん、それから評論家の渋谷秀雄さん、渋谷秀雄さんには会長をお願いいたしております。それから映倫の関係で青少年映画審議会副委員長をやっておられます関野嘉雄さん、映画評論家の津村秀夫

すか。

○稲益政府委員 いわゆる破防法と申しますか、公安の關係でのそりいった該當の物件は現在まではございませ

沼弘毅さん、慶応大学の教授で特に医学の関係でお願いをいたしております
林謙さん、評論家の村岡花子さん、それからILO東京支局の総務部長をし

○藤原 豊 委員 今、風俗に該当するものは残酷なものといわなければならない、というふうに伺いましたが、そうすると、今までカットせられ注意せられた五件ですか、それは残虐だからというわけでカットせられたわけですね。それが審議会に出ているわけですね。そこで審議会のことをちよつとお聞きしてお

出席は、大体過半数の方が御出席になつておりますが、そのつど御欠席の方が変わつておりますので、ここでそのつどの欠席なすつた方のお名前までを願ひます。御了承願ひます。

藤原豊委員　そこでもう一つお伺いしたいのですが、今の二十一条一項三号——今のお話を聞いていますと、ほとんどの主力が映画に置かれておるようです。雑誌やなんかでなくて、主力は映画のようです。しかもここで輸入映画等審議会までわざわざ公的に作られた。それなのにかかわらず、どうしてこの前の改正のときに映画という言葉を入れられないのですか。一項

の第三号が、映画が中心になっているのですね。しかも審議会等とつけておられますが、映画が中心なんです。映画中心の審議会まで持たれるように、三号はほとんど映画中心にお仕事をしたいというふうなところから、三番になぜ映画ということをお入れにならなかったのですか。むしろ入れられた方が本筋じゃないですか。それをちょっといい。

○藤原(豊)委員 映画を中心に、おやりになるなら、法的に映画を入れておかれる方がいい。映画が全然なかったというのとはおかしな話で、だんだんに内訳を聞いてみないと映画が出てこないのですね。それで、やっているのは映

画をやっているのです。何だか聞く方はすなおに聞いても、初めて聞く人は、想像すればいろいろなほかのこととまで想像できます。という点でやはり入れるべきだと思いますね。その点はおなたの方で従来の関係で入れなかったなら入れなかったでいいとおきます。

それから、ただ雑誌を抽出的に見られるということ自体に私はちよつと覺れるということ自体に私はちよつと覺

義があると思うのです。これは公安を害すると思つて抽出的に雑誌をお読みになるのか、わいせつな雑誌だからといつて見られるのか。つまり、最初に公安、風俗を害する雑誌だからといつて特に抽出して見られるのかといふことをちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○稻益政府委員　書籍は非常に輸入の件数としてはたくさん参ります。大体

表題等を見まして、疑わしいと思えばその内容を検討いたします。それでやつておるわけであります。

○藤原(豊)委員　それから、これは疑わしいから見られるということでありますから、疑いがなければ見ない。それからもう一つは、これだけ多くの映画を短編にせよ、長編にせよ、一巻を見ろのにどれくらい時間がかるか、ちょっと私は想像できませんが、長ければ一時間以上になるだろうし、短かくても十分以上になるだろうと思うのです。そうすると、これだけ多く

の本数の映画を、十人の人が全部一人一人で見られるのですか、一人の人が一巻ずつ見られるのか、合同的に見られるのか、それをお伺いしたい。

○稲益政府委員 普通の商業映画であります。これがプリントが参りました。国内の輸入映画の配給業者の方がそれを一応試写して見るという際に、税関の職員が便宜そこで検査をいたしておるわけでありまして。通常は職員の一人が参りまして見ております。ただ、その見た結果が疑わしい点があるということになりますと、その報告によりまして、その該当部分につきまして、さらにはほかの職員も一緒にそれを見つる、こういうことでやつておるのであります。

○藤原(豊)委員 そこで一つ聞いておきたいことは、これは相当の数の映画なんです。一人の人が一日に何時間くらい映画を見られますか。試写されるにしても何されるにしても、とにかく多くの数ですから二千本、三千本の映画を、一人の人がどういふ内訳をして見られるか知りませんが、一人の人が一日に見る時間数は何時間くらいですか。

○稲益政府委員 実際のやり方を申し上げますと、たとえば三十四年度で二千九百三十七本入って参っております。そのうちの約半分の千四百八十一本がニュース映画であります。このニュース映画は大体非常に迅速性をとるといふ点を考慮して、特に表題その他で見る必要があるものを除きましては、中身の概要を説明したものがございまして、そういうものでございまして、通常の映画であります。大体一

日に一人の職員が一時間ないし一時間半程度のものを午前午後にわたって一本ずつ見るといったような程度のものであります。

○藤原(豊)委員 どうもあなたの、一日に二時間くらいで見られるというのにはちょっと合わない。十人の人はそれだけではない、ほかの仕事もある。たとえば五人の人がそればかりやつておるとしまして、千五百本からのニュースを見るのに一時間や二時間くらいで見られますか。長編なら長編一つでも一時間半や二時間くらい要するのじゃないですか。それで私が聞きたいのは、こういうむりな仕事はどうしてできるのか。というのは、私は眼科医です。人間の目がどのくらい疲れるかは科学的にわかっていて、それをこれを一体やつていくかいないかというところを基本的を知りたい。それならば目がどういふふうになるかという実態を知りたい。それで私は聞いておるのですが、もういいです。それはあ

とにします。もう一つ聞きたいのは、おかしいのが一つございましてから申し上げますが、審議会にかけるのに残虐だからというのがある。わいせつというのには国内法できまつておつてカットできるが、残虐ということに対しては国内法に何もなし。それをどうして勝手に処分してしまふのですか。

○山内(一夫)政府委員 国内の製作で、たとえば残虐な内容の映画を上映したときに罰則がないのは先ほど御説明した通りであります。しかも外国からそれが入ってきたときにこの法規に従うというのにはなぜか、こういう御質問であるわけですが、私どもの考えでは、

やはり残虐というものの考え方が、国民性で日本人の場合と外国人の場合とよほど違ふだろうと思ひます。日本の場合では、わが国の製作者ではそういう残虐なことがそれほど問題になりませんから、刑法なりそれ自体の罰則というものは設けておられますが、国民性の違いからいいますと、外国の映画については日本国民の感情の許容しないような残虐が出てくる、それがこゝでひつかかるということに相なるのではないかと、かように考えます。

○天野政府委員 残虐のことが問題になっておるようでございしますが、日本人の通常考えておられますいろいろな標準からいふと、かき離れて、そうして日本人の感情に非常に悪影響を及ぼすような、そういうようなものは当然カットされてしかるべきであります。私個人は、この考えをいたしても、もつと検閲は厳重にやつてしかるべきではないか、こゝういふふうにご考慮しております。

○藤原(豊)委員 今、次官は、検閲は厳重にやれということでありまして、私は、次官にこの前も新聞のことと問題がございましたときに申し上げたのですが、もうちゃんと新聞に出ていて、しかも現実には林野庁から木が流れてくるのに、これは新聞が悪いというふうな御説明はちょっと困るのです。しかし、今度の問題には、あなたは検閲はもつと厳重にやれというわけですか。そこで、私ここで検閲のことをお伺いしますが、これは山内さんにお聞きいたしますが、検閲というのはどういふのを検閲と言つていますか。

○山内(一夫)政府委員 憲法二十一条でございしますが、検閲してはならないということが書いてあるわけでございます。

ます。検閲の概念をどう立てるかというのには、根本的に言つて、この関税定率法二十一条が、憲法に適合するかどうかの問題につながつてくると思ひます。大ざっぱに言つて、検閲という概念は、ある刊行物なり表現の内容が公表される前に事前に国家権力が審査して、その中身のいかんによつては発表を許さない、こゝういふ制度を検閲だといふふうに一応私は考えておるわけでありまして。

○藤原(豊)委員 私、今までいろいろなことをお伺いしましたのは、検閲というのを聞く前提としてお伺いしたのです。それは今、次官がはつきり検閲はもつと厳重にやれというのですから、おそらく検閲の方では、今後も厳重におやりになるのでしょうか。しかし検閲はしてはいけないということが憲法二十一条の第二項にある、検閲をしてはいけないということになつていて、そうすると、憲法で検閲してはいけないというのを、次官はどうして厳重にやらせるのですか。

○天野政府委員 この法律にもありますように、風俗を乱したり、日本人にびつたりこない、いかにあつてもいいものであつたら、こゝういふものは入つていただきたくないわけでありまして。

○藤原(豊)委員 その入つてはいただきたくないという検閲といふことは、憲法の二十一条の二項ではつきりやつてはいけないことになつてゐるのです。憲法の二十一条二項ではつきりやつてはいけない検閲をなぜやるのですか。しかも、厳重になぜやらなければならぬのか。

○天野政府委員 ここにありますように、公共の福祉のためということがあります。

○藤原(豊)委員 公共の福祉のためというところでございましては困るので、公共の福祉のためといふことを言つていない、検閲といふこと自体を言つてゐるのです。第二項で検閲はやつてはいけないことになつてゐる。

それからもう一つお伺いしておきたいのですが、検閲をするのは、検閲といふのはやつてはいただきたくないといふことと、もう一つものを検閲するといふのはどういふふうな定義をしておられるか、これをお聞きしたい。天野次官は検閲といふことを厳重にやれと言つけれども、検閲は憲法上許されぬ、それでは、検閲といふものはどういふものかといふことを次官から答弁して下さい。

○天野政府委員 検閲といふとちよつとあれですけれども、今までお話し申し上げてありますように、悪い部分はちゃんと審議会にかけましたり、また輸入業者の了解を得たり、またこれを送り返したり、いろいろとやつてゐるわけでありまして。私どもとしては先ほど申し上げましたように、公共の福祉に違反するようなのは、これは不必要であると思つております。

○藤原(豊)委員 今度は公共の福祉のために必要だとかいわれるのでありますが、それでは次に伺います。検閲をするといふことは行政官のすることなんです。それとも司法関係のことなんです。それと同時に、もう一つは税関は司法権に属するのですか、行政権に属するのですか、これをはつきりしておいて下さい。

○稲益政府委員 誤解を防ぐ意味におきまして、事務的にまた法律的に一応申し上げますが、税関が現在やつております検査であります。ただいま通常検査と申しております。ただいま政務次官が一般的な、俗な言葉で検閲というお言葉をお使いになつたわけですが、税関の私どもが法的に根拠を持つてやつておりますものは、先ほどもちよつと触れましたが、関税法六十七条で輸入貨物について検査を受けなければならぬということになつております。その検査をやつておるわけでありまして、その際に、基準といつたしまして定率法の二十一条がございまして、こゝろいものは輸入禁制品であるという建前になつておるわけでありまして、いまだしく申し上げますと、実は前国会でありますか、前々国会でありますか、この法律の二十一条を改正いたしました際に、どういふ趣旨で改正したかと申しますと、旧法におきましては、そうやつて検査しましたものが該当物件であるということになりますと、税関の方で没収、廃棄処分ということまでやつておつたわけでありまして、これは一号、二号あるいは四号と内容が違ひまして、思想の表現物でもあるといつたようなことを十分尊重して、その取り扱い方を実は変更いたしました主たる点は、こちらで一応そういう該当の疑いがあるということの通知を税関長がいたしますと、通知を受けた側で異議があれば一カ月以内に異議の申し立てをする。それで私どもとしましては審議に諮りまして、審議会の答申を尊重しまして、さらに決定をいたすわけなのであります。決定

をいたしました結果は、輸入された御本人が、その物件はなるほど税関の言通りだということになりましては、送り返されるなりあるいは任意破棄されるなりということ、これを強制的に没収したり廃棄したりということはやめておるわけなのであります。こゝろでは私どもとしては行政権としてやつておるわけでありまして、この行政権の決定に対しては不服がございした場合に、さらに裁判の方に訴えることもできるということになります。

○藤原(豊)委員 今の話はほんとうはもつとあとで聞きたかつたのですが、今話が出ましたから伺います。たとえば、これは公安を害するとか風俗を乱すとかいふ場合に、業者の方で異議を申し立てれば、そこで今度は審議会があり、それから、それでもまだ不服なら裁判があるというのであります。が、業者がそんなことしますか、おそれないでしよう。それから異議を申し立てて裁判にかけたりする間、どれくらい日にちがかかりますか、その間の金をどうするのか、経済的にもそういうことはできないということ、もう一つは、そういうことを業者がやりまして、たとえばニールンベルグの裁判なんか、今いただきましたから見ると業者の人は悲しいかな何かほかの方のことでかたきを討たれやしないかという感じを持つのです。というの

は、これはあなたの方だけではなくて税務署でもそうです。こうだなと思ひながらもあきらめて言うことを聞くのです。であるから、そういう意味で、あなたの方では裁判もあると言われま

すが、映画をやつておる人が、これだ

けでもうやめるならいいですが、続けたいこうとすれば、検閲をする人に対して強硬に反対できますか。その点はどういふふうにお考えになつておりますか。

○稲益政府委員 先ほど申申し上げましたように、私ども税関吏だけが勝手に独自の判断でやつておるわけではございまして、異議の申し立てがございしますと、必ず審議会に諮つておるわけでありまして、経験によりまして、審議会が私どもの決定が若干行き過ぎておるといふたような場合には、これをある程度削除すべき部分をさらに減らす。従来例を見ておりますと、そういう実績が出ております。従ひまして、十分学識経験のあるそういう審査員の方々の御審査をいただいて十分公平にやつておる、法の趣旨にのつとるやうにやつておる、かように確信を持つておるわけでありまして。

○藤原(豊)委員 今いろいろお話しになつていますが、この審議会の審議を採用するとしなるとは税関長にあるのですよ。もしあなたの方でこれは公安を害するとか、風俗を害するとか思へば、審議会がどう決定しようともこれはあなたの方で断ることができるのですよ。そういう実際の力のない、断りのできないような審議を、一体そんなことを、私たちはあなたの言われるようには信用できないですよ。審議会は、あなたの方でだめだと言われればこれは断られる。そうすると、審議会はあなたの方で断られるようなことを反対しつこない。もししても断られる。法律上ちゃんとそういうふうにして書いてあるのです。そういう有名無実の審議会というものに私はそれ

ほど信は置けない。それを映画界の人

にたよりなさいと言つても、それは無理だろうと思ひます。そこで裁判になれば、何年も引き延ばされる。どこの映画か今記憶ありませんが、日本に入つて六九年くらい引き延ばされておる映画がありまして、そういう点で、審議会というものをあなたの方が勝手になことをやるための法の隠れみのに使用しておるとしか考えられないのです。権力も何も無いものをこゝろに置いておいて、これがあるという言

いはちよつと納得できません。

○稲益政府委員 ただいま輸入されて六年間まだそういうあれが引き延ばされておるものというお話がありました。が、私どもの調べではそういうものはございせん。

○藤原(豊)委員 「夜と霧」というのはどういふふうになつておりますか。

○稲益政府委員 あれは実は二回にわたつて入つて参つておるわけなのであります。第一回のときに該当の部分

が非常に多いということで、そういう通知をいたしましたところ、それだけ削除されるのでは公開の意味がないというので突き戻されたわけですね。それから何年かたちまして再度また輸入が行なわれまして、審査の結果やはり該当の部分はこれこれあるということ

で、これは先ほど申し上げました昨年の審議会にお諮りいたしましたして、該当の相当部分をカットいたしましたして、それが通つておるわけでありまして。

○藤原(豊)委員 あなたの説明にこたわつていますと、肝心の私の質問時間がなくなりました。ごまかされますから、ほかのことをやります。

それはどの映画がよく読んでいないからはずきりわかりませんが、最初のとき、六年前は全部だめだと返された。その次には今度はまた入つてきまして、そして今度は八カ所か何カ所か

ど来申し上げましたように、こういう
疑わしい、つまり二十一条該当だと思
われます場合には、かなり慎重に、つ
まり審査関係の委員を動員してやつて
おるわけでありませう。さらに、審議会
でこれをお諮りして、第一回に入りま
したときはだいい前の話のようであり
まして、現在の審査委員の方々と審議
会の委員の方々も、実はメンバーが
違っております。従いまして、そこら
で若干の食い違いがあるということは
あったようでありませうが、そう大き
な、第一回のときも全面的に輸入がま
かりならぬといったようなことはござ
いませんで、ただ、若干カットする部
分が多かったということのようであり
ます。

○藤原(豊)委員 映画のことにこだ
わっておりますと時間がありませんで
で、またそれは別の機会に聞くことに
いたしまして、ほかのことを伺いま
す。

先ほど検閲の問題が出ましたので、
検閲のことをお伺いしたい。これは山
内部長さんからお話しいただけるとい
いと思うのです。というのは、検閲に
対する部長さんの方の定義はどういう
ふうになっておりますか。検閲とはこ
ういふふうなものだというのを一つ
お示しが願いたい。

○山内(一夫)政府委員 検閲がどうで
あるかというのを端的に言うのは、あ
る意味で非常に私はむずかしいと思
います。申し上げまされども、問題は
関税定率法の二十一条が関税法の六十
七条の検査制度と結び合わされたその
制度が、憲法に違反するかどうかとい
うことは、実を言いますと問題なのであ
りますが、その前提問題として藤原先

生がお聞きになつていらつしやると思
いますから申し上げますけれども、先ほ
ど申し上げましたように、表現の内
容を国家機関が検査して、その内容が
一定の法規に触れるという場合に、そ
の公表ができない、こういうふうにし
る制度を一応検閲だというふうに私は
思っております。

○藤原(豊)委員 あなたの書かれたの
がございませう。ここに私は持つてきて
おりますが、関税検閲の合憲性という
ことで、あなたの検閲に対する大体今
のような御意見が出ております。それ
でその意味から私をお聞きしたい。つま
り検閲というものは何を表現する前、
発表する前にそれを公権の力によつて
とめてしまふ、そういうことが検閲
じゃないですか。これはこういうふう
にはお書きになつていらつしやるから
あれだろうと思ひますが、それから伊
藤正巳先生ののがあります。「検閲とは
事前検閲を意味し、憲法第二十一条第
二項で禁止しているものか事前検
閲であり、それは、一定の表現が外部
に発表されるにさきだつて公権力がそ
れを審査し、云々」というようなことが
書かれておりますね。そうしますと、
事前に公権を使つてものを見られるこ
と、先ほどの雑誌を中止するといふよ
うなことが一つの大きな問題、これは
はつきりやる検閲だろうと思ひます。
それから入つてきた映画が、まだ公開
も何もない前に公権を使つて、そし
ていいとか悪いとかいふことをきめる
ことは検閲とみなしていいのじやない
ですか。これは検閲じゃないですか。

○山内(一夫)政府委員 検閲という概
念をどういふふうにとれば、私は、そ
れは一応検閲という概念に入るだろ
うと思ひます。ただ、それが合憲か違
憲かということについては、まだ先生
その通り御質問になりませんけれど
も、そこについては議論の余地が十分
あると私は思つてゐるわけでありま
す。そういうふうには検閲という概念を
とらえれば、今の定率法と関税法六十
七条と結び合わさる程度は検閲という
概念に一応入るだらうと思ひます。

○藤原(豊)委員 山内部長さんの書い
ておられることには、そういうことが
一つの検閲だといふことを書いておら
れますね。ですから、そうしますと、
今、次官がお話になり、利益さんのお
話になつたことから見まして、税関へ
入つてきたものを先に見て、まだ入れ
るかどうにかきまらぬ前にそれを見て、
これは公安を害するとか、これは風俗
を乱すとかいふふうなことを皆さんが
勝手にきめて、そうしてこれはいいと
か悪いとかいふことは、はつきり検
閲じゃないですか。今の山内さんの話
を聞いて、事前にそういうことをすれ
ば、しかも公権を使つてそういうこと
をやるのは検閲だとしか考えられない
のですか……

○山内(一夫)政府委員 だから、そう
いふ言葉をどういふふうには検閲だとき
めてこれを見れば、私は一応検閲とい
ふふうになると思ひますけれども、そ
れが憲法違反かどうかといふことは、
私は問題だと思ひます。それで政務
次官のおっしゃつたのも、むしろ憲法
違反の検閲をこれかどしどしやろう
という御主張じゃなく、そういう
言葉としては検閲といわれるかもしれ
ないけれども、それを私どもの考えに
よれば、この制度は憲法に違反しない
と考える。それを憲法に違反しない

いう意味で利益関税局長は検査である
という言葉を置かえて言われたので
すけれども、そういう憲法に許され
た今の制度を法規通りにしつかりやる
といふことは、憲法違反の問題は生じ
ないだらうと思ひます。

○藤原(豊)委員 どうもそこが納得い
かないのです。実はそうじゃなしに、
まだ何も発表しない前にそれを見て、
これはいいとか悪いとか、公安を害す
るとか、風俗を乱すといふことを決定
せられる場合には、それはもう検閲
じゃないですか。たとえば、今映画を
抽出する、雑誌を抽出する、たくさん
あるものから抽出するといふことは、
何かそこに一つの問題があるわけ
です。何もなしに抽出することはない
のです。抽出する以上、抽出する意図
があるわけですから。そうすると、その難
詰はわいせつならわいせつといふふう
に、頭からそういうふうに見て抽出す
るわけです。映画だつて同じだと思ひ
ます。その概念でそれを見ますと、
これは見た場合のことですよ。見ます
と、普通の人が見ても何ともないよう
なものをわいせつに見る。わいせつと
いふ概念が入つておるから、それは言
えるだらう。それは別にしましても、
そういうふうには発表前に現実にやつて
業者が注意する、それから審議会に出
すと云われるけれども、そうしますと
と、そういうふうなやつてゐる事実行
為そのものは検閲じゃないですか。私
はそういう法理論の理屈は専門家じゃ
ないから申し上げません。しかしやつ
ておる現実に入つたものを勝手に見
て、それからこの雑誌は公安を害す
る、破防法に引つかりそうだと

て勝手にきめて、これはいい、悪いと
いふことは検閲じゃないですか。

○山内(一夫)政府委員 勝手にきめる
というお言葉に対しては私も異論が
あるのでございませうけれども、その制
度が事前に検査することを検閲だとい
うことで前提を置けば、それは實際問
題として検閲だといふふうには私も言
ざるを得ないと思ひます。先ほどか
ら繰り返して申し上げますように、これ
が憲法に適合するかどうかといふこと
は残つておるわけでございます。そこ
で、私どもは、これは憲法違反じゃな
いといふことは、先生も先ほどおつ
しやいましたように、昨年一昨年も
ここで御説明申し上げたわけござい
ますが、そういう意味では私どもの
職責としては、これが合憲であると
いふことを説明しなければならぬ
し、それはまたお尋ねによつて御説明
いたそう、かように考へておるわけ
であります。

○藤原(豊)委員 もう時間がないよう
でございませうから、続けてほかの点も
聞きたいと思ひますが、これは合憲で
はなく違憲だと私は見ておる。そうし
て、そういう事実は検閲以外にほかに
ないと思ひます。あなたのお書きに
なつたものの中にも、押取とか没収と
かいふ言葉が入つておりますが、しか
し私は、没収とか押取とかいふ言葉
は、山内さんのおっしゃるようには理
解できないのです。ですから、それで
合憲だと言われることは、私には承服
できません。
それからもう一つは、現実にやつて
おられる、特に雑誌を抽出するとい
うことは、はつきりした検閲です。私に
はそうとしか考へられない。まだ発表

しないものをそういうことをせられることは検閲としか考えられない。ですから、先ほど私が申し上げましたように、発表しない前に、すでに公権力を使ってどうだあだだといつてその発表を差しとめることは決して合憲のことではなくて違憲だと思ひます。

それからもう一つは、これが公安を害するか、風俗を乱すか、つまり公共の福祉を害するかをきめるのは、行政官である税関がきめなくてもいいと思ひます。そのために司法を取り扱つておる司法関係の機関があるのですから、それでおやりになればいい。それを自分の職分でもないところまであまり深入りされることはどうも納得いかない。そうでなしに、これが公安を害するか何かというふうなことは検察庁できめればいいことだ。それをその前に、そういうふうな税関が勝手におきめになることは、どういふことでやられるかということだ。

それから先ほどのニュールンベルグなんかの問題で申し上げましたが、時間的に人によって、公安を害するとか、それから風俗を乱すとかいう尺度がみな違つてきておる。この前は悪かつたが、今度はいいというふうなことになるが、公安とかなんとかいうことが、今度は検査員として勝手にものをきめられるような気がしてしょうがない。それには一つのスタンダードがある。標準になるのは、これは公安を害する、それは風俗を害するといふことをもつとはつきり明確にしておいてほしい。その点も一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○稲益政府委員 ただいまのお尋ねは、行政機関である税関がそういうことをやらなくても司法手続でやればいいではないかというお尋ねであらうかと思ひます。わが国の場合には、大体こういう司法的審査と申しますのは、訴えあるいは告発を待つて行なわれるというのが原則であります。従ひまして、行政上の決定を全然待たないでいきなり司法的手続に入ることは、わが国の場合にはいかにであらうかと思ひます。現在に、行政機関である税関がそういう決定をいたしましたあとで、なお司法的な手続に訴えられるというところで、わが国の場合は、非常に立法上の問題も含めての問題であります。現在やつておるものが正しい制度であらう、かように考へておるわけでありま

す。藤原(豊)委員 私は山内さんのお話を伺ひました。実は納得がいかない。これは合憲ではなく違憲だ。そうして現実をやつておられることは検閲なんです。それはどう詭弁を弄されようとも、そのことだけは言えるだろうと思ひます。私自身はそう信じておる。そこで最後にお伺ひしておきたいことは、山内部長さんは、第一部長になられる前にはこれは違憲と言われておつた。これに書いておられるけれども、第一部長さんになって担当の職をあずかつたら、どうも違憲でなくて合憲らしい、第三部長のときには違憲らしい、そういうお考えだつたらしい。ここに書いておられるから、そうだろうと思ひます。第一部長さんになってから、今度は合憲だとなられた。違憲か合憲かということは、非常に重大な問題です。違憲か合憲か、その重大な

問題を第三部長のときには違憲と思つておられ、第一部長になつたら合憲だという。今度また何かの部長になつたら何になるかわからない。その点も、どういふ意味でそういうふうに変化せられたかということだけをお伺ひしておきたい。

○山内(一夫)政府委員 実はそのところ、私の考えの移り変わりというものは、ざつとばらんに書いたらそうになつたわけでありまして、決して第一部長になつて—そのころすでにあります定率法の合憲性をぜひ立証しなければならぬという職責からくるものではなくて、私自身がほんとうに考へてそうになつた考えですから、私は率直に申し上げたわけでありま

す。その問題は実際問題として、簡単に発表する前に抑えるなら、それは憲法の二十二条二項に違反する、この論理がすぐ出てくるわけです。ところが、先生、そこにおあげになっております私の書きのでも、お読みいただいたと思うのですが、実際問題として、そういう違憲論者はたくさんおられるわけですから、関税行政の技術的性格についての判断をどうも見誤つておられるということを私は痛感しましたから、そのところを率直に包み隠すことなく書いていただけようとして、決して御用学者的な心境でそれを書いたわけではございません。私は、おそらく将来またほかの職につきましても、今の考えは持ち続けるだろう、かように思つておるわけでございます。

○藤原(豊)委員 そうすると、もう一つお聞きしておきたい。今、第一部長さんになられて、前と変わつてきた一つの原因は、税関の実際の手続その他のことを考へてというお話なんです。が、どうもそうなるとなお私にはわからなくなる。憲法が先なのか、税関の仕事をするのに都合がいいのか、それを基本にして憲法を勝手に解釈するの。これをやりますと、たとえば極端な例で言いますと、警察官がどうして犯罪をあつたければ拷問してもよろしいということが出てくる。ですから、あなたのおつしやるように、税関のいろいろな手続その他のことを考へて、これは合憲でなければならぬと考へられることは、憲法なんか要らないといふことなんです。憲法というものは、ものをやるときに都合のいいように解釈すればいい、あなたはこれが都合がいいからこう解釈すればいい、それで今度ほかの仕事をするときは、あなたは憲法をこう解釈すればいいといふことになる。これは勝手に解釈してどうにでもなるのですか、それとも実際に憲法があつてそれがきめられて、そして憲法に準拠してやられるのか、どつちが主体なんですか。

○山内(一夫)政府委員 それは、申し上げるまでもなく、憲法が先行するのは当然なんです。ただ、関税行政の非常に便宜的性格というものを私は考へたわけではないのでございまして、要するに、外から中に入つてくる輸入のものに着目した場合に、日本の強制権力と申しますか、抑収権力と申しますか、国家権力が及び得ないところから入つてくるという特殊性が事柄の性質上どうしてもそこにあるだろう、そこを考へて、憲法とにらみ合せて考へれば合憲が出てくるだろう、こ

うことを申したわけではございまして、決して憲法が行政の下位に立つていふ心境からそういうことを言つたわけではございせん。

○藤原(豊)委員 あまりやつておると、私この辺でやめたいと思ひます。ただ、こゝで、委員長にお願いしておきたい。私は、何つておれば何つておるほどこれは違憲だと思ひます。それから、税関のやつておることは検閲だと思ひます。検閲のものと置くこととは、憲法二十一條の二項で絶対にしてはいけない。その絶対にしてはいけないといふことをやつておられる。今の二十一條といふのはずいぶん昔からのものなんです。明治憲法のと

きに作られていて、その裏づけでできておるものなんです。憲法自体が民主的になつて、国の主権が国民にあるといふふうに憲法は変わつたが、あの当時、私たちは本を買つたが、あの取された。そういう時代のもをを残さるということはどうにも理解しにくいのです。むしろ、こゝうのは逆に削つてしまつて、それが公安を害した

りなんかするときは、ちゃんとその職に司法官があるのですから、司法官にまかせればいい。よその仕事までしなくてもいい。よその仕事までするから、ときどき行き過ぎて汚職が出てくる。自分のことだけ頭を使つて、人のことまでせぬでもいいと思ひます。そういう意味で、このことはお話を伺へば何うほど、どうにも納得がいきません。

そこで、委員長にお願いしたいのは、適当な時期に、ぜひとも憲法解釈に關して、違憲かどうか、それからこ

うことを申したわけではございまして、決して憲法が行政の下位に立つていふ心境からそういうことを言つたわけではございせん。

ういう行動が検閲かどうかを中心にしての公聴会なり、あるいは参考人と呼んで聞かしていただきたい。そうして私たちに勉強させてもらいたい。その時期とかなんとかはどうぞ理事会へ諮っていただきたい。私は、いつてくれとは言いません。ぜひとも参考人と呼んで聞かしてもらいたい。これが合憲か違憲かということは重大な問題ですから、特にそれをやっていたことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○小川委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 公企体共済組合法について、一つだけこの前の質問で聞き残したものを聞きたいと思ひます。

現行法で参りますと、年金受給資格を取得いたしましたとして、若年停止等によって支給が開始されないうちに死亡するといふような事態が起きた場合に、その者に遺族があれば、当然遺族年金が発生しますけれども、遺族の範囲に入らない親族が何かしかなければ、そのような場合が起り得るわけであり、何らかの配慮が当然必要だろうと思ひます。もちろん、これは必ずしも掛金をかけて、年金受給の資格を取得しておるわけであり、死亡した、しかもたまたま遺族がなかった、こういう事例の場合に、これに對して葬式費用一つ支給されない、こういう形になっておるのが今日の現状であります。もちろん、年金に重点が置かれるので、年金受給までに死亡された者についてまでそれを見てやることはできないという説明もあろうかと思ひますけれども、法の運用は、そ

ういう場面においてもやはり何らかの措置をして、これはバランスの問題としてもすなおに考えて、そういう者について、何らかの措置が行なわれ得る余地というものは十分に考えられる、かように思ふわけであり、たとえば、公企体の中で、婦人職員等で結婚の機会を失しておるような女性もたくさんおるわけ、こういう人たちが、そういうようなことについて今日非常に不安を感じておるわけであり、そういう不安を解消するためにも、しかもその人たちは、今日職場の中でも相当ウエテランで男性に負けない執務をしておるわけであり、そういう不安な状態に置くということ、は、やはりいけなないことだと思ひます。そういう点について、今後いかに改正をされ、何らかの配慮をされるお考えがあるかどうか、この点を一点だけきようはお伺ひしておきたいと思ひます。

○高橋説明員 ただいまの御指摘の点、まことにごもっともなことで存ずるのであります。自分のなくなつたあとの葬式をほかの御厄介にならなければならぬといふふうなことでござい、ますので、まことに考えさせられる問題でござい、ます。今回の法案を取りま、とめて御審議をお願いするまでの過程におきまして、そういう点につきましても気がつけばいろいろ検討も加えたことであつたと思ひ、であります、が、実はそういう点々で話に出なかつたような次第もござい、ますので、今後ともそういう点について十分検討をいたしてみたいといふふうに考え、ます。一つの考え方といたしまして、共済組合といふふうなものでお葬式その

他のことをやってやるようなこともあ、るいは考えられるのじゃないかといふふうな気もいたしますけれども、今後十分検討させていただきますと思ひ、ます。

○広瀬(秀)委員 今のお答えは、これはいろいろ関連する諸問題があらうと思ひますけれども、そういう事例に對して何かそこにあたたかい配慮をしてやろうという立場で十分な検討を願へる、このように了解してよろしいで、す。

○高橋説明員 御指摘の通りでござい、ます。

○広瀬(秀)委員 以上でござい、ます。

○小川委員長 この際暫時休憩いたし、ます。

午後四時一分休憩

午後六時四十二分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き大蔵委員を再開いたします。

関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案、及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたしま、す。

両案に対する質疑はこれにて終了いた、します。

○小川委員長 これより順次討論、採決に入ります。

まず、関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

有馬輝武君。これを許します。

○有馬(輝)委員 ただいま議題となつております関稅定率法及び関稅暫定措

置法の一部を改正する法律案につきま、して、社会党を代表して、反対の討論をいたしたいと思ひ、ます。

少なくとも関稅定率法の改正にあた、りましては、国内の産業構造との対応の中で、現在問題になっておる貿易自由化、あるいは政府が掲げてお、ります本年度の輸出入目標四十八億ドルとの関連の中で、根本的な命題が解明されて、その線に沿つてこの定率法の改正が行なわれてしかるべきであると思ひ、ます。ところが、この法案審議の過程におきまして、わが

党委員の諸君から再三指摘されましたように、たとえば産業保護の機能につきましても、おのずから限界があるにもかかわらず、たとえば農産物その他の保護の面につきましても、明確な見通し、そういうものを持つておられな、い。特に果樹その他につきましては、貿易自由化について相当考慮しなければならぬ、むしろ自由化の中からこれ

をはずすといふような措置が、前もつてとられてしかるべきであるにもかかわらず、やはり秋には九〇％自由化を行なう、こういう前提のもとに、ただ関稅の産業保護機能、限界のある産業保護機能にこれを事寄せておる。こ、ういふ態度については、私どもの絶対

に容認できないところであります。あるいはまた、ただいまも論議がありまし、たように、電力その他については、関稅の還付の措置がとられておるにもかかわらず、農業用の重油については、特段の考慮がなされてない。こ、うい

う点、一つ一つ取り上げて参りまして、も、やはりこの関稅定率法それ自体が、関稅それ自体が、先ほど申し上げましたその前提となる国内産業の構造

について、十分な対策が立てられないままに、イージーに考えられておる。私どもは、この定率法の改正について、も、時前措置が十分でない、こ、うい

点において、どうしても賛成できがた、いところであり、ます。先ほども申し上げましたように、自由化についても、当然その準備対応策といふものが十二分になされてから自由化は押し進めらるべきであり、ます

し、ことにEECその他に對する対応策についても、非常に混乱し、無定見といひ、ます。か、対応策を持たない現在において、私どもはこの関稅について、も根本的に再検討すべき時期にあると思ひ、ますのであります。ところが、閣内においても、大蔵省では関稅を上げる、こ

ういった不一致が見られる点について、私どもの理解に苦しむ点が多々残されておるのであります。この点につ、きましては、詳しくは本會議の討論に

おいて明瞭にいたして参りたいと思ひ、ます。ただいま申し上げました関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部改正法律案に對しましては、わが党として反

對の意見をこの際明瞭にいたしておき、たいと存じます。

○小川委員長 これにて討論は終局いた、しました。

採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求め、ます。

〔賛成者起立〕

○小川委員長 起立多数。よつて、本

次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。お諮りいたします。

本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○小川委員長 次に、毛利松平君より、本案に対し、三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。

○毛利委員 ただいま議題となりました附帯決議について、提案の趣旨及びその内容について簡単に御説明申し上げます。

附帯決議の案文は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

御承知の通り、今回の改正により、更新組合員等の旧日本医療団及び外国政府の職員であった期間については、通算措置が講ぜられることとなっておりますのでありますが、南満州鉄道株式会社等の職員であった期間については、なお通算措置が未解決になっておりますので、政府は公共企業体職員の、これらの職員であった期間についても、さらに通算措置を講ずるよう、今後において十分検討を加え、その実現に努める必要が認められますので、本附帯決議を提出する次第であります。

何とぞ賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○小川委員長 これにて提出者の趣旨説明は終わりました。お諮りいたします。毛利君提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、毛利君提出の動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

なお、本附帯決議に対し、運輸政務次官より発言を求められております。これを許します。有馬運輸政務次官。

○有馬政府委員 ただいまはまことにありがとうございます。

決議になりました各項につきまして、今後政府といたしましては、関係各庁十分協議をいたしまして、できる限り御趣旨に沿うように努力いたしたいと思っております。(拍手)

○小川委員長 ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は来たる二十日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時五十一分散會

〔参照〕

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)に関する報告書

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)(参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第十二号中正誤

ページ 行 誤 正

二 五 終り二なりまして たり済まして

三 五 四 功 献 貢献

大蔵委員會議録第十八号中正誤

ページ 行 誤 正

七 二 〇 改め、 改め、「場合又は」の下に「その他」の更正若しくは」を加え、

七 二 六 第五十四条 及び第五十四条 五等 等」

八 二 四 等 等」

二 五 末 同項 同条

八 三 三 〇より による

二 四 一 二 「の下に」の下に

三 五 一 十行は九行 目末尾につ づくはずの誤り

三 二 四 を加える。 を加え、同 条第四項中 「第四項」を 「第三項」に 改める。

三 五 七 付」 付を」

三 一 七 中 第二十四条 第二十四条 法の準用」を 「(国)通則法」に改め、同 条中

三 四 五 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)

三 四 三 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)

三 四 三 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)

三 四 三 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)

三 四 三 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)

三 四 三 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)

三 四 三 国税通則法 (昭和三十 七年法律 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号) 第三十六号)